

1964年6月25日(第9日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前11時10分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪	2番	比嘉定	3番	天久豪	名	雄果
4番	安次宮盛	5番	比石嘉	6番	仲又村	盛	春正
7番	稲嶺正	9番	安里川	10番	又伊	盛	正真
11番	石川繁	12番	大川昇	13番	伊官	名	雄果
14番	仲村喜	15番	宮城昌	16番	武里島	名	雄果
17番	伊佐貞	18番	中里助	19番		名	雄果
20番	仲村盛	21番	古波清			名	雄果

3. 不応招議員は次のとおりである。

8番 石田英正

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定によつて、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村 春勝 助役 具屋 真徳 収入役 仲村 春松
総務課長~松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
建設課長 島袋 昌兼 水道課長 奥里 将俊

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 毅 . 伊佐 正義

8. 日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第12号。1964年度宜野湾市才入才出予算について

1964年6月25日(第9日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前11時10分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天仲久	名雄	
4番	安次富盛信	5番	石川嘉	6番	仲村吉	盛泰	
7番	稲嶺正康	9番	安里明	10番	又伊	正真	
11番	石川繁	12番	大川昇	13番	伊佐	弘得	
14番	仲村喜永	15番	官城盛昌	16番	伊宮	行男	
17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助	19番	武里島		
20番	仲村盛光	21番	古波蔵清次郎				

3. 不応招議員は次のとおりである。

8番 石田英正

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定によつて、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村春勝 助役 具屋真徳 収入役 仲村春松
総務課長~松川正義 財政課長 当山全喜 経済課長 沢し安一
建設課長 島袋昌兼 水道課長 奥里将俊

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅 . 伊佐正義

8. 日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第12号, 1964年度宜野湾市才入才出予算について

9. 会議のてん未

議 長～出席20名であります。市町村自治法第53条の規定によつて議会は成立いたしますので、只今より本日(9日目)の会議を開きます(午前11時10分)

議 長～日程第1. 議案第12号, 1964年度宜野湾才入才出予算についてを議題といたします。

議 長～本案に対する^{説明}説明を求めます。

市 長～納得の行かん所を良くおたずね下さる様にお願いいたします。説明書をお覧になつて最も重点的な面を簡潔に話してもらいたいということですが、収入の面では、増をいかにして計るかに非常に苦労いたしました。本年度が特に例年と変るのはこの前の御質問にもありました様に^{固定}固定資産税においては、たしかにこれは例年よりも増収にたると思いますが、これは一応政府の示した通りにやるものとして、ここに出してありますが、これを本当にもつて行く場合には市町村においてはそれだけの加減は考慮されるんぢやないかと、結局大きな差はありませんけれども、政府の示したものにしたがつてやるという事は外部に対して、はつきりいわないで、あれを守らないという事はちよつといえないとこう思つております。それから才出におきましては特に例年と違ひましたのは、役所の機構の改革に伴つて人員が増え、それに社会の経済的な変動によりまして従来も待ぐうよりも良くして行かぬやいかんと職員はこれは役所職員も議会関係も同じ様にこれは、この待ぐうを良くして行かぬやならんところと思つて、それで大分増えっております。尚今度新しく消防庁舎が出来まして、それだけ常備の隊員もふやさなければならぬので、これも大分人員がふえ人件費がふえてきたと、こういう事になつております。他の所は出来るだけ人件費を縮めてでも仕事は余計にやりたいという考えから進めて来たんでありますが、いろいろ実態の状況が思うように収入と支出のバランスをこれにはめ込むに苦勞した訳であります。以上の様な所がこの説明書以外にひつくるめての説明を申上げるならば例年と変つていないかと、こう思ふのであります。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時20分)

議 長～再開いたします。(午前11時36分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

3 番～予算を組まれる場合には大体前年度の実績を勘案しておられると思

9. 会議のてん未

議 長～出席20名であります。市町村自治法第53条の規定によつて議会は成立いたしますので、只今より本日(9日目)の会議を開きます(午前11時10分)

議 長～日程第1. 議案第12号, 1964年度宜野湾才入才出予算についてを議題といたします。

議 長～本案に対する^{説明}を求めます。

市 長～納得の行かん所を良くおたずね下さる標にお願いいたします。説明書を御覧になつて最も重点的な面を簡潔に話してもらいたいということですが、収入の面では、増をいかにして計るかに非常に苦労いたしました。本年度が特に例年と変るのはこの前の御質問にもありましたように簡定資産税においては、たしかにこれは例年よりも増収にたると思いますが、これは一応政府の示した通りにやるものとして、ここに出してありますが、これを本当にもつて行く場合には市町村においてはそれだけの加減は考慮されるんぢやないかと、結局大きな差はありませんけれども、政府の示したものにしたがつてやるという事は外部に対して、はつきりいわないで、あれを守らないという事はちよつといえないところ思つております。それから才出におきましては特に例年と違ひましたのは、役所の機構の改革と伴つて人員が増え、それに社会の経済的な変動によりまして従来と待ぐうよりも良くして行かぬやいかんと職員はこれは役所職員も議会関係も同じ様にこれは、この待ぐうを良くして行かぬやならんところ思つて、それで大分増えております。尚今度新しく消防庁舎が出来まして、それだけ常備の隊員もふやさなければならぬのでそこれも大分人員がふえ人件費がふえてきたと、こういう事になつております。他の所は出来るだけ人件費を縮めてでも仕事は余計にやりたいという考えから進めて来たんでありますが、いろいろ實際の状況が思ふように収入と支出のバランスをこれにはめ込むに苦労した訳であります。以上の様な所がこの説明書以外にひつくるめての説明を申上げるならば例年と変つてゐる所でないかと、こう思ふのであります。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時20分)

議 長～再開いたします。(午前11時36分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

3 番～予算を組まれる場合には大体前年度の実績を勘案しておられると思

うんですが、この点につきまして先に市長さんは**固定資産**の増を見越しておられるという事ではありますが。しかし5月末の減税で調定実績が13万4千位しかないという面で今年度の予定が12万1千ドルというふうになつて調定額より下回つているというような予算の組み方になつておるが、これはどういう関係であるかですね。

市長～この点助役に説明してもらいます。

助役～もち論これは前年の実績を押さえて、それにいく分の基準増の方を見越して計上するべきものでありまして、今年度の5月末における調定実績が13万4千5百21ドルというふうになつておりますが、この予算に現わしてある分につきましては、現調定の方が14万1千4百ドルというふうに出されております。

結局は前年度よりは上わつておるというふうになつております。もち論これは数字的には自然増の額だけ見越されておるかどうかという事はなお検討を要するんじゃないかと思つておりますが、その方は結局は予算の成立の面からしまして、5月末現在の調定実績をおさえる事が可能であるかどうかというふうなことからしました場合には、特に又5月末現在の方からしました場合に大きく数字に影響するのは法人税の方が影響しますので法人税はその調定の時期前においても結局はまぢまぢになつております関係上、ある程度は前年度の実績をおさえてやつておるつもりではございますが、まだそこに自然増の分だけ見越されておるかどうかという事については、特に自然増ということからしまして**固定資産**の方が自然増が大きいんじゃないかと思つておりますが、新予算として提案してあります予算には自然増を見越してやつております。

3番～14万1千ドルの何割を見ておられますか。

助役～パーセンテージにしましては説明書の方にはつきり示めてありますので、滞納額或は現年度分というふうにはつきり示してありますので御参照願います。

3番～それにもう1件お伺いします。各税種目毎の現年度の調定額がおわかりでありましたら御説明願います。

財政課長～現年度の市民税の調定額が24,979,45ドル。固定資産税が31,775,67ドル。事業税が35,019,06ドル。不動産取得税が3122,70ドル合計しまして94,996,53ドルになつております。

3番～先きの13万4千とはどういう事ですか。

財政課長～その内のです。滞納の分が他にあります。

うんですが、この点につきまして先に市長さんは簡定資産の増を見越しておられるという事でありまして、しかし5月末の減税で調定実績が13万4千位しかないという面で今年度の予定が12万1千ドルというふうになつて調定額より下回つているというような予算の組み方になつておるが、これはどういう関係であるかですね。

市長～この点助役に説明してもらいます。

助役～もち論これは前年の実績を押さえて、それにいく分の基準増の方を見越して計上するべきものでありまして、今年度の5月末における調定実績が13万4千5百21ドルというふうになつておりますが、この予算に現わしてある分につきましては、現調定の方が14万1千4百ドルというふうに出されております。

結局は前年度よりは上わつておるといふふうになつております。もち論これは数字的には自然増の額だけ見越されておるかどうかという事はなお検討を要するんじゃないかと思つておりますが、その方は結局は予算の成立の面からしまして、5月末現在の調定実績をおさえる事が可能であるかどうかといふようなことからしました場合においては特に又5月末現在の方からしました場合に大きく数字に影響するのは法人税の方が影響しますので法人税はその調定の時期においても結局はまちまちになつております関係上、ある程度は前年度の実績をおさえてやつておるつもりではございますが、まだそこに自然増の分だけ見越されておるかどうかという事については、特に自然増ということからしまして簡定資産の方が自然増が大きいのちやないかと思つておりますが、新予算として提案してあります予算には自然増を見越してやつております。

3 番～14万1千ドルの何割を見ておられますか。

助役～パーセンテージにしましては説明書の方にはつきり示めてありますので、滞納額或は現年度分といふふうにはつきり示しておりますので御参照願います。

3 番～それにもう1件お伺いします。各税種目毎の現年度の調定額がおわかりでありましたら御説明願います。

財政課長～現年度の市民税の調定額が24,979,45ドル。簡定資産税が31,775,67ドル。事業税が35,019,06ドル。不動産取得税が3122,70ドル合計しまして94,996,53ドルになつております。

3 番～先きの13万4千とはどういう事ですか。

財政課長～その内のです。滞納の分が他にあります。

3 番～滞納はいくらですか。

財政課長～3万9千5百2拾7ドル7拾9セントになつております。

助 役～御参考までに今度は64年度の方に現年度として計上してある分を税目別に申し上げますと市民税の方が25,861ドル。それから固定資産税の方が38,509ドル。事業税の方が35,280ドル。それから不動産取得税が4,550ドルしめして104,200ドルというふうになつております。

16番～滞納額は先程は、たしか39,500ドルとなつていたが。

助 役～滞納額が37,200ドルです。

16番～才入ですか。

助 役～予算です。

16番～次年度予算の調定が37,200ドルですか。(はい)先きおつしやつた課長さんの5月末の滞納額が39,500ドルというのはどういうことになつておりますか。

助 役～だからですね。新年度の方は8月31日現在においてですね、予定を見越してやつてある訳です。

16番～後3,100位は見越してですか。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時40分)

議 長～再開いたします。(午後10時42分)

4 番～市民税の説明資料の内訳であります。課税標準の8,252名という数字は均等割に該当する所の納税義務者のどういう関係になつてゐるか。或は又納税義務者が何名市内におるのか。

助 役～この方は前年度の実績の方はまだとつておりませんが、8,250人と押えておるのは人口の4分の1という事でありまして、この方は家屋税の方でも人口の4分の1を押えておりますので、これについても人口の4分の1を押えております。しかし63年度、現年度分の実績については後で課長の方から説明して載きます。

4 番～人口の4分の1を押えているという事は、交付税の場合に人口の4分の1を押えたからこれも押えるという訳しやくですか。

助 役～そういう訳ではありません。

3 番～滞納はいくらですか。

財政課長～3万9千5百2拾7ドル7拾9セントになつております。

助 役～御参考までに今度は64年度の方に現年度として計上してある分を税目別に申し上げますと市民税の方が25,861ドル。それから簡定資産税の方が38,509ドル。事業税の方が35,280ドル。それから不動産取得税が4,550ドルしめして104,200ドルというふうになつております

16番～滞納額は先程は、たしか39,500ドルとなつていたが。

助 役～滞納額が37,200ドルです。

16番～才入ですか。

助 役～予算です。

16番～次年度予算の調定が37,200ドルですか。(はい)先きおつしやつた課長さんの5月末の滞納額が39,500ドルというのはどういうことになつておりますか。

助 役～だからですね。新年度の方は8月31日現在においてですね、予定を見越してやつてある訳です。

16番～後3,100位は見越してですか。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時40分)

議 長～再開いたします。(午後10時42分)

4 番～市民税の説明資料の内訳であります。課税標準の8,252名という数字は均等割に該当する所の納税義務者のどういう関係になつてゐるか。或は又納税義務者が何名市内におるのか。

助 役～この方は前年度の実績の方はまだとつておりませんが、8,250人と押えておるのは人口の4分の1という事でありませぬ。この方は家屋税の方でも人口の4分の1を押えておりますので、これについても人口の4分の1を押えております。しかし63年度。現年度分の実績については後で課長の方から説明して載きます。

4 番～人口の4分の1を押えているという事は、交付税の場合に人口の4分の1を押えたからこれも押えるという解しやくですか。

助 役～そういう訳ではありません。

4 番～じゃですね市内において納税義務者が何名存在しているか、それはあくはしておりませんか。

助 役～はあくはされておりますが、数字が出されておられませんので後で課長の方から説明させます。

4 番～では後でお願いします。それから市民税の場合も。

助 役～只今のものと関連しまして現年度の予算で計上されておるのは6,200人という事なんです。

財政課長～件数はとつてあるんですが、と申しますのは件数と申しますと、10以内に納税義務者が多数いる場合もあるし、1人いる場合もあるし、それでそこに出してありますのは、その1世帯の合算所得の件数であります。その件数を申し上げますと、市民税の場合は、4,831件。固定資産の場合が6,072件。事業税の場合が970件。不動産取得税の場合が338件になっております。

4 番～先きの助役さんの御説明によりますと、人口の4分の1というふうには押えていると申しますが、その8,250名というのは宜野湾市の人口の4分の1であるかどうか。それから市民税において前年度より大幅な増額になっておりますが、この大幅になっている理由を御説明願います。15,000余りの前年度の予算に対して今年度は13,000余りの増になっておりますが。

議 長～暫休憩いたします。(午餉11時45分)

議 長～再開いたします。(午前11時47分)

助 役～所得割と法人税割において、増になっておりますが、この2ツが増であります。それから先きも申上げました様に人口割においても、6,200名と8,250名の差がございます。それによつて差が生じた訳です。

4 番～所得割の中の2,000,000という数字はどういつた様な根拠にもとずいて算定されたのですか。

助 役～この方は勤労所得と事業所得と。それから徴税年度、就労人員の方から調出しております。

4 番～特に市民税の場合は、各納税義務者からの申告がなされていると思ひますが、その申告額はどのくらいでありますか。或は申告額と、そのひらきについてはどうなっているか。

助 役～申告額の数字については、今の所お知らせできませんが、財政課長

4 番～じやですぬ市内において納税義務者が何名存在しているか、そのはあくはしておりませんか。

助 役～はあくはされておりますが、数字が出されておられませんので後で課長の方から説明させます。

4 番～では後でお願いします。それから市民税の場合も。

助 役～只今のものと関連しまして現年度の予算で計上されておるのは6,200人という事なんです。

財政課長～件数はとつてあるんですが、と申しますのは件数と申しますと、10以内に納税義務者が多数いる場合もあるし、1人いる場合もあるし、それでそこに出してありますのは、その1世帯の合算所得の件数であります。その件数を申し上げますと、市民税の場合は、4,831件。固定資産の場合が6,072件。事業税の場合が970件。不動産取得税の場合が338件になっております。

4 番～先きの助役さんの御説明によりますと、人口の4分の1というふうには押えていると申しますが、その8,250名というのは宜野湾市の人口の4分の1であるかどうか。それから市民税において前年度より大幅な増額になっておりますが、この大幅になっている理由を御説明願います。15,000余りの前年度の予算に対して今年度は13,000余りの増になっておりますが。

議 長～暫休憩いたします。(午餉11時45分)

議 長～再開いたします。(午前11時47分)

助 役～所得割と法人税割において、増になっておりますが、この2ツが増であります。それから先きも申上げました様に人口割においても、6,200名と8,250名の差がございます。それによつて差が生じた訳です。

4 番～所得割の中の2,000,000という数字はどういつた様な根拠にもとずいて算定されたのですか。

助 役～この方は勤労所得と事業所得と、それから徴税年度、就労人員の方から割出してあります。

4 番～特に市民税の場合は、各納税義務者からの申告がなされていると思ひますが、その申告額はどのくらいでありますか。或は申告額と、そのひらきについてはどうなっているか。

助 役～申告額の数字については、今の所お知らせできませんが、財政課長

の方から後で聞いてお知らせします。

4 番、そうしますと、この課税標準額いわゆるこれだけの査定額を出したというのは申告額を対象された訳ですか。

助 役～別に申告額は対象にしておりません。

4 番～そうしますと申告そのものは意味がないんじゃないかと思いますが

助 役～申告だけになさないと云う事はありえないんじゃないかと思ます

4 番～いや私がいうのは申告は全然対象になつてないという事であれば、果して個人申告するのが妥当であるかどうかを検討されずに直ぐ或は全然対象にしなくて、これだけの数字を出したという事は意味なきことでは。

助 役～申告だけによつて課されるんだつたら、そういうかつこうになるんじゃないかと思う訳ですが、その方は申告とかけはなれてやつておるのではなく、結局は申告の査定の対象として見られておる訳です。

4 番～お程この数字の算定をもう1回御説明願います。

助 役～数字の算定を申し上げますと、就労人員からしまして軍作業の方が、2,926名というふうになつております。それから特別雇用が1,024名。間接雇用が1,902名で、所得の方が直接雇用において45ドルを見越しております。それから間接雇用が20ドル。それから民雇用の方が4,107名ありまして公雇用の方が549名それから民雇用の方が3,558名というふうになつてありまして、公雇用の方を55ドルに押えて、民雇用の方が35ドルに押えてあります。それから業者の方が3,141件で農林業の方が1,645名で所得の方が先きの方は月。今度の方は年でございます。農林業の方が250ドル建設業の方が119名で960ドル製造の方が79件、720販売の方が816件で600。サービスが441でその他41で1,100となつております。それから土地の方が民に貸してある分を227,000坪としまして平均70セントとみて157,500ドル。軍の方が年間地料384,000ドルであります。その方は出たり入つたりの関係で320,000に押えてあります。貸家の方が民関係が1,000件とみて年100ドル。それから軍関係が250とみて860ドル。そして扶養差控除が1人170ドルで170ドルそれから扶養控除の方が納税義務者1人に付き1,5ドルというふうになつてこの50ドルとみて、そしてこの差引いたものが結局は2,154,800ドルという事になつております。

の方から後で聞いてお知らせします。

4 番 そうですと、この課税標準額いわゆるこれだけの査定額を出したというのは申告額を対象された訳ですか。

助 役～別に申告額は対象にしておりません。

4 番～そうですと申告そのものは意味がないんじゃないかと思いますが

助 役～申告だけになさないと云う事はありえないんじゃないかと思いますが

4 番～いや私がいうのは申告は全然対象になつてないという事であれば、果して個人申告するのが妥当であるかどうかを検討されずに直ぐ或は全然対象にしなくて、これだけの数字を出したという事は意味なきことでは。

助 役～申告だけによつて課されるんだつたら、そういうかつこうになるんじゃないかと思う訳ですが、その方は申告とかけはなれてやつておるのではなく、結局は申告の査定の対象として見積られている訳です。

4 番～先程この数字の算定をもう1回御説明願います。

助 役～数字の算定を申し上げますと、就労人員からしまして軍作業の方が、2,926名というふうになつております。それから特別雇用が1,024名。間接雇用が1,902名で、所得の方が直接雇用において45ドルを見越しております。それから間接雇用が20ドル。それから民雇用の方が4,107名ありまして公雇用の方が549名それから民雇用の方が3,558名というふうになつておりまして、公雇用の方を55ドルに押えて、民雇用の方が35ドルに押えてあります。それから業者の方が3,141件で農林業の方が1,645名で所得の方が先きの方は月。今度の方は年でございます。農林業の方が250ドル建設業の方が119名で960ドル製造の方が79番 ~~720~~ 販売の方が816件で600。サービスが441でその他41で1,100となつております。それから土地の方が民に貸してある分を225,000坪としまして平均70セントとみて157,500ドル。軍の方が年間地料384,000ドルであります。その方は出たり入つたりの関係で320,000に押えてあります。貸家の方が民関係が1,000件とみて年100ドル。それから軍関係が250とみて860ドル。そして扶養基礎控除が1人170ドルで170ドルそれから扶養控除の方が納税義務者1人に付き1,5ドルというふうになつてこの50ドルとみて、そしてこの差引いたものが結局は2,154,800ドルという事になつております。

4 番～只今の各々に付いてはどのような方法ではあくされたか。例えば軍作業員が2,926名だと。或はその給料が45ドルを押えたとか、或は民間は給着ですか、それが55ドル押えてあるというのはどの様な方法ではあくされたか。

助 役～この方は55ドル押えておりますが、公雇用と申しましても政府関係や或は市町村関係というふうなかつこうになりますので、かえつてこれよりも上まわるんぢやないかという見方をしております。

4 番～私がいうのは、新法規にもとづいてですね。これだけの給料額をもらっているのか。それだけの所得があるんだという様なはあくをしたのか。

助 役～前仲は見えておりません。

4 番～どのような方法でこれだけのはあくをしたんですか。

助 役～月々の給料の平均額を押えております。

4 番～例えば軍作業員が2,926名だという数字がですね。

助 役～数字の方は統計して調べてあります。

4 番～調査で押えたものか、或は又各区長を通してこれだけの。

助 役～いや調査ではとざいませぬ。統計の数字であります。宜野湾市の就業統計による数字であります。

4 番～これ突散だというふうになつて居る訳ですか。宜野湾市において、これだけ2,926名の軍作業員はこの45ドルに該当するのか、或は又該当する人員だという事は統計資料から見ると、それだけ人員がないんだということですが、完きの申告額の額で良いですか、それから貸家の所得のはあくはどうかというふうになされておられますか。申告は全額対象にしてないという事であれば、軍関係の貸家の場合は貸住宅の棟数によつてはあくできますか。民間関係の場合はどうかというふうにして突散をはあくしているか。

助 役～突散はあくについては、資料として数字は申上げたのですが、突散はあくについては調査はされておられません。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時52分)

議 長～再開いたします。(午前11時53分)

4 番～只今の各々に付いてはどのような方法ではあくされたか。例えば軍作業員が2,926名だと。或はその給料が45ドルを押えたとか、或は民間は給者ですか、それが必55ドル押えてあるというのとはどの様な方法ではあくされたか。

助 役～この方は55ドル押えておりますが、公雇用と申しましても政府関係や或は市町村関係というふうなかつこうになりますので、かえつてこれよりも上まわるんぢやないかという見方をしております。

4 番～私がいうのは、新法規にもとづいてですね。これだけの給料額をもらっているのか。それだけの所得があるんだという様なあくをしたのか。

助 役～前枠は見ておりません。

4 番～どのような方法でこれだけのあくをしたんですか。

助 役～月々の給料の平均額を押えております。

4 番～例えば軍作業員が2,926名だという数字がですね。

助 役～数字の方は統計して調べてあります。

4 番～調査で押えたものか、或は又各区長を通してこれだけの。

助 役～いや調査ではございません。統計の数字であります。宜野湾市の就業統計による数字であります。

4 番～これ突散だというふうになっている訳ですか。宜野湾市において、これだけ2,926名の軍作業員はこの45ドルに該当するのか、或は又該当する人員だという事は統計資料から見ると、それだけ人員がないんだということですが、先きの申告額の額で良いですか、それから貸家の所得のはあくはどのようなふうになされておりますか。申告は全然対象にしてないという事であれば、軍関係の貸家の場合は貸住宅の税率によつてはあくできますか。民間関係の場合はどのようなふうにして突散をはあくしているか。

助 役～突散はあくについては、資料として数字は申上げたのですが、突散はあくについては調査はなされております。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時52分)

議 長～再開いたします。(午前11時53分)

財政課長～査定の標準ですね、額ですか今調べさせておきます。

4 番～申告額です。

財政課長～申告だけの数字を出せば所得の額が出てくる訳です。

4 番～いや、私がいうのは市民税の場合ですね、納税義務者による所の申告が義務付けられておりますが、当然その申告がなされているというふうには解してですね。申告額がいくらであるかです。その申告額とこの当局が見積っている額のひらきがどの位になるかです。それを聞いている訳です。それから事業税の場合に事業税の場合の課税の対象になる所の事業ですね。例えば貸家課所得は事業税の対象にならないかどうか、或は1ツの貸家業として事業として見なされるかどうか

助 役～法規の解しやくからいえば、当然見なされる訳ですから賦課できると思います。

4 番～じや賦課できるといつた様な観点に立つて課税してあるかどうかですね。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時54分)

議 長～再開いたします。(午前11時57分)

15 番～借越金の法人の場合であります、これを計上したのは80%ですが、その根拠について御説明願います。

助 役～別に基準はとっておりませんが、予算の構成からして80%にしてある訳です。

15 番～これは現年度でありますので、法人の場合は私の解しやくからすれば、100%になるんじゃないかと思いますが。

助 役～この方は法人であろうが、個人であろうが、100%であるべきぢやないかと思ひます。法人だから100%、個人だから80%でも良いという考えではいけないと思ひます。

15 番～いやもち論そういう考えには立つておりませんが、いわゆる個人の場合には他市町村に行つた住所が不明になつたり、あるんじゃないですか。しかし法人の場合はそういう事はないと思ひますがこれからすると何かその会社がうまくないとかといつた様な理由でもあるわけですか。

財政課長～査定の標準ですね、額ですか今調べさせておきます。

4 番～申告額です。

財政課長～申告だけの数字を出せば所得の額が出てくる訳です。

4 番～いや、私がいうのは市民税の場合ですね、納税義務者による所の申告が義務付られておりますが、当然その申告がなされているというふう
に解してですね。申告額がいくらであるかです。その申告額とこの当
局が見積っている額のひらきがどの位になるかです。それを聞いて
いる訳です。それから事業税の場合に事業税の場合の課税の対象に
なる所の事業ですね。例えば貸家所得は事業税の対象にならない
かどうか、或は1つの貸家業として事業として見なされるかどうか

助 役～法規の解しやくからいえば、当然見なされる訳ですから賦課でき
ると思います。

4 番～じや賦課できるといつた様な観点に立つて課税してあるかどうかで
すね。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時54分)

議 長～再開いたします。(午前11時57分)

15 番～滞納繰越金の法人の場合であります、これを計上したのは80%
ですが、その根拠について御説明願います。

助 役～別に基準はとつておりませんが、予算の構成からして80%にして
ある訳です。

15 番～これは現年度でありますので、法人の場合は私の解しやくからすれ
ば、100%になるんぢやないかと思いますが。

助 役～この方は法人であろうが、個人であろうが、100%であるべきぢ
やないかと思いますが。法人だから100%、個人だから80%でも
良いという考えではいけないと思います。

15 番～いやもち論そういう考えには立つておりませんが、いわゆる
個人の場合には他市町村に行つた住所が不明になつたり、あるんぢ
やないですか。しかし法人の場合はそういう事はないと思いますが
これからすると何かその会社がうまくないとかといつた様な理由で
もあるわけですか。

助 役～別にそういう理由で80%にしてある訳ではありません。

15番～そうすると、これはもち論額にしては小さいですが、こういった様な理由のはつきりしない様な計上するということは今後考えなければならぬやないかと思しますので、反省して下さい。

1番～滞納繰越金が21,450ドルとなっておりますが、これは滞納繰越総額の何%に当るか、それについてお伺いいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時1分)

議 長～再開いたします。(午後12時3分)

助 役～お答えいたします。市民税の方が個人の分が62年度以前のものが50%、63年度の分が80%、法人の方で80%、固定資産税の方で個人の方が60%、法人の分が80%、それから事業税におきまして、個人のととも法人のも各々の50%、それから不動産取得税においては80%を見ております。

1番～繰額に対して何%ですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時4分)

議 長～再開いたします。(午後12時5分)

助 役～滞納分は約現年度繰体において約60%です。

1番～滞納繰越分として次年度において徴収出来る金額は滞納総額の50%という事は残りの40%というのは全然徴収不能のものであるかそれとも推定によつて40%は取れないものであろうというふうにして、その数字を計上したのであるのか。法によりますと督促状を発した指定の期限内に納めない場合は政府の課税徴収法の例にならつて差し押え処分を執行しなくちやいかんという事にはなつておりますが、執行当局といたしましては次年度においてこういうお考えを執行するお考えがありますかどうか、それについてお答え願います。

財政課長～今度増員しました徴税の3名というのはもつぱらそういうものに当てようというふうを考えております。

1番～そうすると40%取れないという見込額はどういう基礎算定から出た訳でございませうか。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時7分)

助 役～別にそういう理由で80%にしてある訳ではありません。

15番～そうすると、これはもち論額にしては小さいですが、こういった様な理由のはつきりしない様な計上するということは今後考えなければならぬかと思しますので、反省して下さい。

1 番～滞納繰越金が21,450ドルとなつておりますが、これは滞納繰越総額の何%に当るか、それについてお伺いいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時1分)

議 長～再開いたします。(午後12時3分)

助 役～お答えいたします。市民税の方が個人の分が62年度以前のもので50%。63年度の分が80%。法人の方で80%。価額定資産税の方で個人の方が60%。法人の分が80%。それから事業税におきまして、個人のともし法人のも各々の50%。それから不動産取得税においては80%を見ております。

1 番～総額に対して何%ですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時4分)

議 長～再開いたします。(午後12時5分)

助 役～滞納分は約現年度総体において約60%です。

1 番～滞納繰越分として次年度において徴収出来る金額は滞納総額の50%という事は残りの40%というのは全然徴収不能のものであるかそれとも推定によつて40%は取れないものであろうというふうにして、その数字を計上したのであるのか。法によりますと督促状を發した指定の期限内に納めない場合は政府の課税徴収法の例にならつて差し押え処分を執行しなくちやいかんという事にはなつておりますが、執行当局といたしましては次年度においてこういうお考えを執行するお考えがありますかどうか、それについてお答え願います。

財政課長～今度増員しました徴税の3名というのはもつぱらそういうものに当てようというふうに考えております。

1 番～そうすると40%取れないという見込額はどのような基礎算定から出た訳でございますか。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時7分)

議 長～再開いたします。(午後12時9分)

- 1 番～結局ですれ取れない場合はです。これは欠損処分して処理しなくちやいかん訳です。それで多は結局63年度より繰越は大きい訳ですが。

財政課長～今後新しく強制執行までもつて行こうと思つておる訳です。

- 1 番～予算はあくまでも執行を前提として取るべきものであつてですれ。結局最初から取れないものだというふうに決めつけてかかつていますと、これは取れなくなる訳です。しかし執行当局は次年度において徴税率の向上を計るために法に示めされたいわゆる条項で処理するという事をおつしやつている以上、これが具体的に数字となつて現れてこない以上は、我々として認める訳に行かん訳です。意欲だけは持つておつても実際の施行はやらんという事になつた場合は結局これは空規約という事になりますので、その辺について充分考慮して載いて滞納額を出来るだけ少くせしめる様にユツ努力していきたいというふうを考えます。

市 長～今の答弁に補足申し上げますが、実際はもつと上るのに予算だけ低くしたという事ぢやないと思ふ。滞納繰越はこれだけあるんだけれども実際において、この処置にまで持つて行くには一応今までの不納者を住所を調べて、その手続きの段階にまで持つて行つて、本当にこれだけ納めうる者があるし、中にはどうしてもさがし得ないのも出てくると、そうなりまして前取り消しの所はその場合出て来ますけれども一応この年度としては40%位はそういう難しいものが出るものとして60%は是非こぎつけるといふ目当でもつてやつておるんであつて、もつと受け入れてもそれだけにしてあるという事ぢやないと思ふ。

- 1 5 番～先程私が質問した意味がはつきりしない様でありますので、もう1度お伺いいたします。例えば今市長さんの説明からしますと、法人税の場合には個人の場合であればうなずけるんですが、人間は住所を変更したりいろいろある訳ですから、然し法人税というのは、法人というの場所が決まつている訳です。それでですれ。聞きたい訳ですが、63年度分でもありますので、この80%という計上になつた理由ですれ。これは助役の立場だけでなく市長或は課長でも結構ですが、この基本的な考えをわからん以上は今後もそういつたな事があり得ると考えますので、是非答弁して下さい。

市 長～税がきちんと納まらないのは、只の行方不明だけぢやないと思ふ。その他にも考え得るのは実際において当時課税した時の実情と場合によつてはその年度においても変化が来るものであります。実際裁判にうつたえて、これを取ろうとした場合に完全に取り得るも

議 長～再開いたします。(午後12時9分)

1 番～結局ですれ取れない場合はです。これは欠損処分して処理しなくちやいかん訳です。それで多は結局63年度より繰越は大きい訳ですが。

財政課長～今度新しく強制執行までもつて行こうと思つておる訳です。

1 番～予算はあくまでも執行を前提として取るべきものであつてですれ。結局最初から取れないものだというふうに決めつけてかかつていますと、これは取れなくなる訳です。しかし執行当局は次年度においては徴税率の向上を計るために法に示めされたいわゆる条項で処理するという事をおつしやつている以上、これが具体的に数字となつて現れてこない以上は、我々として認める訳に行かん訳です。意欲だけは持つておつても実際の施行はやらんという事になつた場合は結局これは空規約という事になりますので、その辺について充分考慮して載いて滞納額を出来るだけ少くせしめる様にユツ努力して載きたいところというふうに考えます。

市 長～今の答弁に補足申し上げますが、実際はもつと上るのに予算だけ低くしたという事ぢやないと思ふ。滞納繰越はこれだけあるんだけど実際に於いて、この処置にまで持つて行くには一応今までの不納者を住所を調べて、その手続きの段階にまで持つて行つて、本当にこれだけ納めうる者があるし、中にはどうしてもさがし得ないもの出てくると。そうなりまして前取り消しの所はその場合出て来ますけれども一応この年度としては40%位はそういう難しいものが出るものとして60%は是非こぎつけるという目当でもつてやつておるんであつて、もつと受け入れてもそれだけにしてあるという事ぢやないと思ふ思います。

15番～先程私が質問した意味はつきりしない様でありますので、もう1度お伺いいたします。例えば今市長さんの説明からしますと、法人税の場合には個人の場合であればうなずけるんですが、人間は住所を変更したりいろいろある訳ですから、然し法人税というのは、法人というのは場所が決まつている訳です。それでですれ。聞きたい訳ですが、63年度分でありますので、この80%という計上になつた理由ですれ。これは助役の立場だけでなく市長或は課長でも結構ですが、この基本的な考えをわからん以上は今後もそういった様な事があり得ると考えますので、是非答弁して下さい。

市 長～税がきちんと納まらないのは、只の行方不明だけぢやないと思ひます。この他にも考え得るのは実際に於いて当時課税した時の実情と場合によつてはその年度においても変化が来るものであります。實際裁判にうつたえて、これを取ろうとした場合に完全に取り得るも

のと取り得ない事象におちいる者が出て来はせんかと思うんです。だから100多これを見積る事は到底不可能ぢやないかと思うて、それで80多をおさえたのは、まず予算を健全に持つて行きたいために、これだけ課してある事を自分は解しやくしています。

15番～課している会社なり、事業のうまく行つていないという様な理由はありませんか。

市長～それは滞納するからにはたしかに、そこにうまく行つてない所があつて、納めきれんだろうと思つていますが、これは調査をしないと、はつきり、その会社の信用にもなりますので、その内容は今の所一寸私に事突知らないことであり、又調査して見ないと、そこは会社がほろびかけておるのかどうかという事は一寸ここでは申し上げられん訳です。

15番～課長はその面で調べた事がありますか。

財政課長～赤字の会社はあることはあります。

7番～累進税の基礎控除について、農業所得の課税対象とはどうなつておりますか。

市長～先き申上げました様に年間165ドルとなつております。

3番～先き滞納の徴収におきまして、60%のを40%を見越しておられるという事でありますが課長さんは例年の実績によつてそれだけ見越しておるといふ事でありますが、結局本年は3名増員をし、それに先程の市長さんのお話では、これによつて90%の目標を置くといふ事でありますが、そうなつた場合には来年度中には目標額に達するといふ事は出来ないと思ひますが、市長さんの3名増員してこの目標と現在予算に計上されている所の額との関連はどうなつているか。

市長～今おつしやる90%は納税成績としての90%を出してあります。滞納の部分だけののはあれに申上げてなかつた訳であります。

3番～納税ですね。

市長～はい納税全般の成績が大体その位いく訳です。

3番～それで結局課長の先きの答弁は例年の実績をおさえてこれだけ計上されておるといふ事でありますが、3名増員してもやつばしそいう実績によるものか、そいう実績であるのかもつと向上されんかどうかですね。

のと取り得ない事態におちいる者が出て来はせんかと思うんです。だから100%これを見積る事は到底不可能ぢやないかと思うつて、それで80%をおさえたのは、まず予算を健全に持つて行きたいために、これだけ課してある事を自分は解しやくしています。

15番～課している会社なり、事業のうまく行つていないという様な理由はありませんか。

市長～それは滞納するからにはたしかに、そこにうまく行つてない所があつて、納めきれんぢやろうと思つていますが、これは調査をしないとばかり、その会社の信用にもなりますので、その内容は今の所一寸私に事突知らないことであり、又調査して見ないと、そこは会社がほろびかけておるのかどうかという事は一寸ここでは申上げられん訳です。

15番～課長はその面で調べた事がありますか。

財政課長～赤字の会社はあることはあります。

7番～累進税の基礎控除について、農業所得の課税対象とはどうなつておりますか。

市長～先き申上げました様に年間165ドルとなつております。

3番～先き滞納の税収におきまして、60%のを40%を見越しておられるという事ではありますが課長さんは例年の実績によつてそれだけ見越しておるといふ事ではありますが、結局本年度は3名増員をし、それに先程の市長さんのお話では、これによつて90%の目標を置くといふ事ではありますが、そうなつた場合には来年度中には目標額に達するといふ事は出来ないと思ひますが、市長さんの3名増員してのこの目標と現在予算に計上されている所の額との関連はどうなつているか。

市長～今おつしやる90%は納税成績としての90%を出してあります。滞納の額分だけののはあれに申上げてなかつた訳であります。

3番～納税ですね。

市長～はい納税全般の成績が大体その位いく訳です。

3番～それで結局課長の先きの答弁は例年の実績をおさえてこれだけ計上されておるといふ事ではありますが、3名増員してもやつぱしそういう実績によるものか、そういう実績であるのかもつと向上されんかどうかなですね。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時22分)

議 長～再開いたします。(午後12時24分)

4 番～事業税の増が17,783ドル増になっておりますが、この説明資料によりますと、各々の課税標準額がはつきり示されておりますが、その査定についてどういうふうに査定されたか、それについて尚又その内訳の中の特別法人というのがありますが、普通法人と特別法人の違いですね。今のこれだけの査定がですね。何に基づいてこれだけの見積り額を出したかという事であります。

助 役～その方は主に法人関係でありまして、法人の方が前年度においては13,680ドルしか賦課されておりましたが、今年度においては3万ドル越しておりますので、法人の方の増が多くなっております。この方は63年度の実績によつて本年度の方は計上してあります。

4 番～それから個人の場合は、この85,500ドル或は2,500ドル・2万ドル・1万ドル・1千ドル・7千5百ドル・1千ドルといった様なこの数字は何に基づいておりますか。

助 役～納税法にもずいて。

4 番～いやその額ですね。これだけの額。

助 役～実績によつて本年度の実績によつて税法によつて計上してある訳です。

4 番～本年度はこれだけの実績があつたという訳ですか。そうすると各々税務所への各事業者の申告がなされておりますが、これとは全然関係がない訳ですか。或は又事業税の場合の申告が納税義務者の、義務税務になつておりますが、それも全然対象にしてない訳ですか。或は又その納税義務者の申告はなされているかどうか。

市 長～今のお話しは課長会議で待ちたいといつておりますが、今まで聞いて大体申告をさせております。更に税務所からも資料を取りよせてやつている訳です。今までには新規なんかになりますという、税務所にもない様なものは申告を参考にして査定している様です。私の聞いているのはそういうふうなかつこうでやつているという事ですので、一応こまかい所は課長さんからその査定方法は説明して載きます。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時22分)

議 長～再開いたします。(午後12時24分)

4 番～事業税の増が17,783ドル増となっておりますが、この説明資料によりますと、各々の課税標準額がはつきり示されておりますが、その査定についてどういふように査定されたか、それについて尚又その内訳の中の特別法人というのがありますが、普通法人と特別法人の違いですね。今のこれだけの査定がですね。何に基づいてこれだけの見積り額を出したかという事であります。

助 役～その方は主に法人関係でありまして、法人の方が前年度においては13,680ドルしか賦課されておりましたが、今年度においては3万ドル越しておりますので、法人の方の増が多くなっております。この方は63年度の実績によつて本年度の方は計上してあります。

4 番～それから個人の場合は、この85,500ドル或は2,500ドル・2万ドル1万ドル・1千ドル・7千5百ドル・1千ドルといった様なこの数字は何に基づいておりますか。

助 役～納税法にもずいて。

4 番～いやその額ですね。これだけの額。

助 役～実績によつて本年度の実績によつて税法によつて計上してある訳です。

4 番～本年度はこれだけの実績があつたという訳ですか。そうすると各々税務所への各事業者の申告がなされておりますが、これとは全然関係がない訳ですか。或は又事業税の場合の申告が納税義務者の、義務になつておりますが、それも全然対象にしてない訳ですか。或は又その納税義務者の申告はなされているかどうか。

市 長～今のお話しは課長会議で待ちたいといつておりますが、今まで聞いて大体申告をさせております。更に税務所からも資料を取りよせてやつている訳です。今までには新規なんかになりますという、税務所にもない様なものは申告を参考にして査定している様です。私の聞いているのはそういうふうなかつこうでやつているという事ですので、一応こまかい所は課長さんからその査定方法は説明して戴きます。

助 役～もう1つ特別法人の事が出ておりましたですが、この方は本市の方では農業組合の方1ヶ所だけで、この方は今の所現われておりません。

4 番～当然査定の対象になれば外の場合でも実績による或は又実績をはあくしての見積りじやなくして、あくまでも実績や或は又今年度これだけ見積られるといった様な想定のもとにやっているならば、なぜ特別法人(農業組合)だけの所得は査定出来ないのか。或は見積れなかつたのか。

助 役～所得の方はこれは法人関係は、その年度年度において契つておる訳でございますが、当初予算においては見積つておりませんが、実績によつて査定して行きたいと思つております。

4 番～いやこつち現わしてない理由ですよ、私の聞いているのは。

助 役～査定の方はやつておりませんので。

4 番～他の法人については査定はしてありますが、この特別法人に対しては査定をしなくてもよいという意味ですか。

助 役～そういう意味ではありません。こつちに現わされてないので。

4 番～他の法人においては一応は今年度の実績によつてですね、これだけ査定して。しかし特別法人は全然査定してないという理由はどこにありますか。査定出来ないという事ですか。

助 役～してないという事はですね、まだ査定されていないというだけで、課さないという意味ではございません。

4 番～大体どの程度を見積れますか。

助 役～その方は、はつきりしません数字を出してみんことには。

4 番～予算を計上する場合に一応はそれは見積りとか、或は又査定の対象になる資料については全然収集してない訳ですか。

助 役～現在のところはしてありません。

1 番～不動産取得税の課税標準40万ドル計上されておりますが、この数字の中には先に当局がお答えになりました100件余りの外人住宅の不動産取得税が含まれているかどうか御説明願います。

市 長～それは前の古いものは取得されたのもあると思いますが、新しいく

助 役～もう1つ特別法人の事が出ておりましたですが、この方は本市の方では農業組合の方1つ所だけで、この方は今の所現われておりません。

4 番～当然査定の対象になれば外の場合でも実績による或は又実績をはあくしての見積りじやなくして、あくまでも実績や或は又今年度これだけ見積られるといった様な想定のもとにやつているならば、なぜ特別法人(農業組合)だけの所得は査定出来ないのか。或は見積れなかつたのか。

助 役～所得の方はこれは法人関係は、その年度年度において契約しておる訳でございますが、当初予算においては見積つておりませんが、実績によつて査定して行きたいと思つております。

4 番～いやこつち現わしてない理由ですよ、私の聞いているのは。

助 役～査定の方はやつておりませんので。

4 番～他の法人については査定はしてありますが、この特別法人に対しては査定をしなくてもよいという意味ですか。

助 役～そういう意味ではありません。こつちに現わされてないので。

4 番～他の法人においては一応は今年度の実績によつてですね、これだけ査定して。しかし特別法人は全然査定してないという理由はどこにありますか。査定出来ないという事ですか。

助 役～してないという事はですね、まだ査定されてないというだけで、課さないという意味ではございません。

4 番～大体どの程度を見積れますか。

助 役～その方は、はつきりしません数字を出してみんことには。

4 番～予算を計上する場合に一応はそれは見積りとか、或は又査定の対象になる資料については全然収集してない訳ですか。

助 役～現在のところはしてありません。

1 番～不動産取得税の課税標準40万ドル計上されておりますが、この数字の中には先に当局がお答えになりました100件余りの外人住宅の不動産取得税が含まれているかどうか御説明願います。

市 長～それは前の古いものは取得されたのもあると思いますが、新しいく

これだけ取得するもの見積りです。

1 番～この場合にいわゆる着工までは未だ全然課税も何もされてないという様なこととございますが、その100件というのが、この数字の中に計上されておるのかどうか、それについて一応お答え願います

市長～この問題は後でお答えいたします。

5 番～課長の方に質問いたします、**固定資産税**について、この**固定資産税**の課税の予算額の計上に当りまして、課税標準の最高はいくらですか、土地・家屋・償却資産、各種別に説明して下さい。

市長～一寸数字の方は私の方ではにぎっておりません。

助 役～予算案の方に表わしておりますのは平均をおさえてやっておりますので、最高の方については何しておりませんので、平均を申し上げますと宅地の方が2,50ドル、田が0,60ドル、畑が\$0,55家屋が、\$24 そういう計算であります。この方法は政府の指示に従う。政府が交付税の対象として各市町村の方に指示して来た額です。

5 番～これは一応標準高の設定は政府の見解で統一するという事になる訳ですか。一応それはうなずけますが、この今説明された額は課税客~~客~~体、個々に適当に適応させてありますか。先に平均という言葉がありました。その意味をもつとおり下げて納得出る様に説明して下さい。標準額は分ります。最高はいわゆる政府の指示によつて最高標準額はこういうふうになつているんだと、意味はわかるんですがね。

助 役～最高じゃない標準です。

5 番～ですから一例はあくまでも42,856ドル計上した基礎算定です。算定基礎があくまでもそれは最低から最高の標準額はあるはずで、然も個々の税金は平均しては出さないはずで、個々の立場であくまでも個々ですね、その場合に最高はいくらですか、結局今説明されたのがいわゆる最高ですね。

助 役～いやこれは平均です。

5 番～私が聞いているのは個々のです。これは平均して算定してないはずで、4258ドルは平均してこれだけになるんですか。

市長～査定の方でしょうね。

5 番～予算計上は一応平均でもかまいません、予算ですからこれはかま

これだけ取得するもの見積りです。

1 番～この場合にいわゆる着工までは未だ全然課税も何もされてないという様なことでございますが、その100件というのが、この数字の中に計上されておるのかどうか。それについて一応お答え願います

市長～この問題は後でお答えいたします。

5 番～課長の方に質問いたします。簡定資産税について、この簡定資産税の課税の予算額の計示に当りまして、課税標準の最高はいくらですか。土地・家屋・償却資産、各種別に説明して下さい。

市長～一寸数字の方は私の方ではにぎつておりません。

助役～予算案の方に表わしてありますのは平均をおさえてやつておりますので、最高の方については何しておりませんので、平均を申し上げますと宅地の方が2,50ドル。田が0,60ドル。畑が\$0,55家屋が、\$24 そういう計算であります。この方法は政府の指示に従う。政府が交付税の対象として各市町村の方に指示して来た額です。

5 番～これは一応標準高の設定は政府の見解で統一するという事になる訳ですか。一応それはうなずけますが、この今説明された額は課税客体^{体々}、個々に適当に適用させてありますか。先に平均という言葉がありました。その意味をもつとおり下げて納得出る様に説明して下さい。標準額は分ります。最高はいわゆる政府の指示によつて最高標準額はこういうふうになっているんだと、意味はわかるんですがね。

助役～最高じゃない標準です。

5 番～ですから一例はあくまでも42,856ドル計上した基礎算定です。算定基礎があくまでもそれは最低から最高の標準額はあるはずで。然も個々の税金は平均しては出さないはずで。個々の立場があくまでも個々ですね、その場合に最高はいくらですか、結局今説明されたのがいわゆる最高ですね。

助役～いやこれは平均です。

5 番～私が聞いているのは個々のです。これは平均して算定してないはずです。4258ドルは平均してこれだけになるんですか。

市長～査定の方でしょうね。

5 番～予算計上は一応平均でもかまいません、予算ですからこれはかま

ませんが、一応平均の数字でもここに計上するからには、やはり最高いくらというふうな見透しをたてて、そして大体の予算額というこつちに現われてくるはずです。

助 役～予算がですね平均を押えて。

5 番～だから平均でもですね。そうすると今平均を押えているという事でございしますが、この1例をとりますと建物の政府指示による最高料金は24\$になります。

助 役～最高という意味ではございません。

5 番～平均、そうすると最高はこれの3倍、4倍になることもあり得る訳ですね。それじやお伺いします。私のお聞きしておりますのは、先きから最高であります。市当局がです。現在市内における固定資産税の課税対象である所の客体ですね、これに対して現在まですでに固定資産税を貴方々は賦課して来たはずで、そこで前年度までの実績でも結構ですから、最高いくら標準がありますか。予算に対して説明できませんでしたら、63年度分までの実績でも良いですから。

財政課長～現在固定資産の課税として評価されております。宅地1件が

5 番～一寸待つて下さい。等級1等という説明は不要です。最高いくらかをですね。件数別に説明して下さい。

財政課長～4ドル80セントです。

5 番～なんですか。

財政課長～1等です。

5 番～宅地ですね。(はい) 4ドル80セント

財政課長～田の方が1等が65セント

5 番～一寸待つて下さい。田の方が～～～65セントです。畑がいくらですか。

財政課長～45セントその次に軍用地の特殊地域というのがありますが、それは70セントにしてあります。2等です。

5 番～1等で良いです。質問の趣旨を良くみみに置いて答弁して下さい。今の説明では4ドル80セント、65セント、45セント、70セ

ませんが、一応平均の数字でもここに計上するからには、やはり最高いくらというふうな見透しをたてて、そして大体の予算額というこつちに現われてくるはずです。

助 役～予算がですね平均を押えて。

5 番～だから平均でもですね。そうすると今平均を押えているという事でございしますが、この1例をとりますと建物の政府指示による最高料金は24%になります。

助 役～最高という意味ではございません。

5 番～平均、そうすると最高はこれの3倍、4倍になることもあり得る訳ですね。それじゃお伺いします。私のお聞きしておりますのは、先きから最高であります。市当局がですよ現在市内における簡定資産税の課税対象である所の客体ですね、これに対して現在まですでに簡定資産税を貴方は賦課して来たはずですよ。そこで前年度までの実績でも結構ですから、最高いくら標準がありますか。予算に対して説明できませんでしたら、63年度分までの実績でも良いですから。

財政課長～現在簡定資産の課税として評価されております。宅地1件が

5 番～一寸待つて下さい。等級1等という説明は不要です。最高いくらかをですね。件数別に説明して下さい。

財政課長～4ドル80セントです。

5 番～なんですか。

財政課長～1等です。

5 番～宅地ですね。(はい) 4ドル80セント

財政課長～田の方が1等が65セント

5 番～一寸待つて下さい。田の方が～～～65セントです。畑がいくらですか。

財政課長～45セントその次に軍用地の特殊地域というのがありますが、それは70セントにしてあります。2等です。

5 番～1等で良いです。質問の趣旨を良くみみに置いて答弁して下さい。今の説明では4ドル80セント、65セント、45セント、70セ

ントというふうな説明でありましたね。これは現年度予算の場合にもこの標準によつて一応は標準額を出された訳ですか。63年度、現年度予算はこれで算定して出された訳ですね。

お伺いいたします。畑45セントというのは畑そのものは現実に畑として使用されているものは、畑としてみなされている訳ですか。或は登記上公簿上畑になつているのを畑としてみなされている訳ですか。この畑というのは市の場合はどういうふうにあつてゐるんですか。公簿上の畑ですか、実質上の畑ですか。

財政課長～公簿上の畑です。

5 番～そこら辺がはつきしないのでお伺いします。公簿上の畑の場合であるのか、公簿に畑とあろうが田んぼとあろうが現在の状態がはあくされておりますか。

財政課長～特に宅地の場合ですね。

5 番～畑を聞いているんです。私は

財政課長～そうです。

5 番～そうですというは。

財政課長～公簿上ですね。中にはですね公簿上というふうになつていても、その中に家が建つているもんですね、それは宅地とみなされています

5 番～宅地とみなされている理由をいつて下さい。今の様な例はそういうふうによられるんですか。他のいわゆる宅地が畑になつているものはどうしますか。それ以外はあくまで公簿上畑となつているのは畑と、そのままみなして課税の対象にして宅地の場合だけそういうふうには現実に対象にされている理由は何ですか。いわゆる現に公簿上では畑になつているが実際には宅地として利用されているのは、宅地として取扱いなされているという説明でしょう、他はそうでないという。例えば現に1号線のそばに実際ありますね。これは何も建つておりませんよ。公簿も畑。現に畑であるところというのはあくまで畑として、畑の場合も最高65セントを査定する訳ですか。

財政課長～そうです。

5 番～これ税法上どういうふうになつておりますか。税法上は現実主義でなつておりますね。そうすると現実主義で課税をしなくちやいけないのに今の説明によりますと一所そうである所もあるし、一部そうじやないという所もあるというのは、いかなる理由があつてのそういうやり方ですか。

ントというふうな説明でありましたね。これは現年度予算の場合にもこの標準によつて一応は標準額を出された訳ですか。63年度。現年度予算はこれで算定して出された訳ですね。

お伺いいたします。畑45セントというのは畑そのものは現実に畑として使用されているものは、畑としてみなされている訳ですか。或は登記上交簿上畑になつているのを畑としてみなされている訳ですか。この畑というのは市の場合はどういふふうにあつてゐるんですか。交簿上の畑ですか。実質上の畑ですか。

財政課長～交簿上の畑です。

5 番～そこら辺がはつきしないのでお伺いします。交簿上の畑の場合であるのか、交簿に畑とあろうが田んぼとあろうが現在の状態があくされておりますか。

財政課長～特に宅地の場合ですね。

5 番～畑を聞いているんです。私は

財政課長～そうです。

5 番～そうですというは。

財政課長～交簿上ですね。中にはですね交簿上というふうになつていても、その中に家が建つてゐるもんですね、それは宅地とみなされています

5 番～宅地とみなされている理由をいつて下さい。今の様な例はそういうふうによられるんですか。他のいわゆる宅地が畑になつてゐるものはどうしますか。それ以外はあくまで交簿上畑となつてゐるのは畑と、そのままみなして課税の対象にして宅地の場合だけそういうふうによつて現実に対象にされている理由は何ですか。いわゆる現に交簿上では畑になつてゐるが実際には宅地として利用されているのは、宅地として取扱いなされているという説明でしょう、他はそうでないという。例えば現に1号線のそばに実際ありますね。これは何も建つておりませんよ。交簿も畑。現に畑であるところというのはあくまで畑として、畑の場合も最高65セントを査定する訳ですか。

財政課長～そうです。

5 番～これ税法上どういふふうになつておりますか。税法上は現実主義でなつておりますね。そうすると現実主義で課税をしなくちやいけないのに今の説明によりますと一所そうである所もあるし、一部そうじゃないという所もあるというのは、いかなる理由があつてのそういうやり方ですか。

財政課長～宅地といいますと、建物が立つて始めてですね、宅地とみなされるというふうな税法上の解しやくからそういうふうになっております

5 番～それは税金はあくまでも交得公平があくまで原則であります。それだ普通であつて例外というのがあるはずですが税金の一部の例外はあつても、こういう簡定資産税の課税いわゆる評価その他の点において、理由にもならない事を理由にして現実にそういうふうな課税をやつておられるという説明を聞いて非常に納得できません。そこで責任者である市長にお伺いします。課長の説明で簡定資産の課税標準、いわゆる評価がこれは税法その他又事務処理その他の面からいつて妥当じやないという事は明白又事実であります。それに対して市長はそれでも良いじやないかというふうなお考えでありますか、それとも過去においてそれじやないかというふうな気がつかれて。

5 番～課税標準がそういうふうな取扱いをしているというふうな課長の説明であります。そうでしょう課長。

財政課長～はい。

5 番～それは大いに結構であります。只私が申上げたのは、全部そういうふうな全課税客体をそういうふうな公平な取扱いをするなら良いんですが、一部だけして一部はやつてないというのは不合理的じやないかというのが私の不満であります。それに対してそれで良いと思われませんか。

市長～建物というのは、もう次々建つのでこちらの査定員がまわつて調査をした時にキアツチされた分はたしかに、その通り課されると思ひますが、知らぬまに建つてしまつたのは時には漏れも出て来るかと思ひますが、その漏れは出来るだけ出さない様に、こととしても課税客体を充分にキアツチする様に努力しております。

5 番～更に質問を続けます。仮りにここに2,000坪位の一定敷地があります。そこは全部公簿上は地目は畑になつております。しかし現実には100坪以外は全部建物が建つていないからとして普通はこれはどういふふうな処理をされますか。

市長～大きな筆でその1角に建物が建つておつたり或は畑と屋敷とか境界が利便としない様な所は貴方の敷地はどこどこに区切りますかというふうな主とも話して宅地はその所からいく坪というふうに決めるべきだと思つております。

5 番～私の質問に対して只今の答弁は完全に方向違いだと思ひます。私が今申上げたのは2,000坪の一定の地域におきまして100坪以外は全部いわゆる建物が建つています。しかし公簿上はその内は全

財政課長～宅地といいますと、建物が立つて始めてですね、宅地とみなされるというふうな税法上の解釈からそういうふうになっております

5 番～それは税金はあくまでも交際公平があくまで原則であります。そして普通であつて例外というのがあるはずですが税金の一部の例外はあつても、こういう簡定資産税の課税いわゆる評価その他の点において、理由にもならない事を理由にして現実にそういうふうな課税をやつておられるという説明を聞いて非常に納得できません。そこで責任者である市長にお伺いします。課長の説明で簡定資産の課税標準、いわゆる評価がこれは税法その他又事務処理その他の面からいつて妥当じやないという事は明白又事実にあります。それに対して市長はそれでも良いじやないかというふうなお考えでありますか、それとも過去においてそれじやいかないというふうに気がつかれて。

5 番～課税標準がそういうふうな取扱いをしているというふうな課長の説明であります。そうでしょう課長。

財政課長～はい。

5 番～それは大いに結構であります。只私が申上げたのは、全部そういうふうな全課税客体をそういうふうな公平な取扱いをするなら良いんですが、一部だけして一部はやつてないというのは不合理じやないかというのが私の不満であります。それに対してそれで良いと思われませんか。

市長～建物というのは、もう次々建つのでこちらの査定員がまわつて調査をした時にキヤツチされた分はたしかに、その通り課されると思ひますが、知らぬまに建つてしまつたのは時には漏れも出て来るかと思ひますが、その漏れは出来るだけ出さない様に、こととしても課税客体を十分にキヤツチする様に努力しております。

5 番～更に質問を続けます。仮りにここに2,000坪位の一定敷地があります。そこは全部公簿上は地目は畑になつております。しかし現実には100坪以外は全部建物が建つていないあらとして普通はこれはどういふふうな処理をされますか。

市長～大きな筆でその1角に建物が建つておつたり或は畑と屋敷とか境界が判然としない様な所は貴方の敷地はどこどこに区切りますかというふうに主とも話して宅地はその所からいく坪というふうに決めるべきだと思つております。

5 番～私の質問に対して只今の答弁は完全に方向違いだと思ひます。私が今申上げましたのは2,000坪の一定の地域におきまして100坪以外は全部いわゆる建物が建つています。しかし公簿上はその内は全

部地目は畑であります。その場合にいわゆる100坪以外は全部立
つていて100坪は現にありまして、公簿上の畑はその畑に対
して課税標準は畑の65セントを適用しますか。

市長～今おつしやる様にいわゆる屋敷の中には内畑といつて大きく野さい
畑等もありますが、それは一応その地主の屋敷に入れるか或は耕地
にするかはその主との話合によつて決められるかと思ひます。

5番～市長の答弁は未だ私の質問をのみ込んでおられないのか、それとも
故意に答弁をそらしておられるのかはつきり判得出来ませんので、もう一
も一回くり返します。この地目を變えた方が良いかどうかは私の
質問ではありません。課税標準は先きの課長の説明からしますと、
公簿上の地目が何であれ突状に照して、いわゆる現在の時点におい
ても価値の面から調査して課税標準をやるべきであるといつた様な
課長の説明でありました。税法上も多分そうなつてはいます。私
が申上げたのは、この点において1例を挙げた訳であります。2
000坪の仮りに一定地域においてその2,000坪が全部畑であるか、
100坪以外は全部建物が建つてゐる。つまり住宅地域であるか、
商業地域であるか判りませんがとにかく畑でなくて實際は全部建
物が出来ている。建つていないのは100坪だけであつた場合その
100坪の公簿上畑の土地に対しても課税標準は65セントという
のは畑の場合の律を適用されるのか、それともその他に考へがあ
りましたらという点であります。

市長～難しい問題ですね。2,000坪の中に全部建物が建つて畑が100坪
あるんですね。

5番～2,000坪の内ですね、100坪以外はそれぞれ建物として使
用してゐる。つまり100坪だけはまだいわゆる使用されてないで、その
ままくさがはえてゐるままのがある訳ですね。その100坪の外の
1,900坪公簿上は全部地目は畑であると、そこで全部畑ではあるん
ですが、現実において使用は建物として建物の敷地として使用され
てゐる、そういうふうな環境にある畑の100坪はですね、課税客
体として課税する場合、課税標準はどのような設定をやりませ
んか。

市長～私が査定に行くならば、一応行つて見てそれが畑であればですね。
畑で事実あつて何も宅地として見なされる所であれば、畑として
課税します。

5番～そうすると、その100坪位が3,000米、5,000米地中にあなが開
いていた場合はですね。今の市長がいわれる例外もあるでしょう、
それと他の1,900坪と同様な平たん面積であつた場合はどうで
すか。

部地目は畑であります。その場合にいわゆる100坪以外は全部立
つていて100坪は現にありております。公簿上の畑はその畑に対
して課税標準は畑の65セントを適用しますか。

市長～今おつしやる様にいわゆる屋敷の中には内畑といつて大きく野さい
畑等もありますが、それは一応その地主の屋敷に入れるか或は耕地
にするかはその主との話合によつて決められるかと思ひます。

5番～市長の答弁は未だ私の質問をのみ込んでおられないのか、それとも
故意に答弁をそらしておられるのかはつきり納得出来ませんので、もう一
もう1回くり返します。この地目を変えた方が良いかどうかは私の
質問ではありません。課税標準は先きの課長の説明からしますと、
公簿上の地目が何であれ実状に照して、いわゆる現在の時点におい
ても価値の面から調査して課税標準をやるべきであるといつた様な
課長の説明でありました。税法上も多分そうなつてはいるはずで
すが私が申上げたのは、この点において1例を挙げた訳であります。2
000坪の仮りに一定地域においてその2,000坪公簿上畑あるし、
100坪以外は全部建物が建つてゐる。つまり住宅地域であるが、
商業地域であるか判りませんがとにかく畑でなくて實際は全部建
物が出来ている。建つていないのは100坪だけであつた場合その
100坪の公簿上畑の土地に対しても課税標準は65セントという
のは畑の場合の率を適用されるのか、それともその他に考へがあり
ましたらという点であります。

市長～難しい問題ですね。2,000坪の中に全部建物が建つて畑が100坪
あるんですね。

5番～2,000坪の内ですね、100坪以外はそれぞれ建物として使用して
いる。つまり100坪だけはまだいわゆる使用されてないで、その
まゝくさはえてはいるまゝのものがある訳ですね。その100坪の外の
1,900坪公簿上は全部地目は畑であると、そこで全部畑ではあるん
ですが、現実において使用は建物として建物の敷地として使用され
ている、そういうふうな環境にある畑の100坪はですね、課税客
体として課税する場合、課税標準はどういうふうな設定をやりませ
んか。

市長～私が査定に行くならば、一応行つて見てそれが畑であればですね。
畑で事実あつて何も宅地として見なされる所でなければ、畑として
課税します。

5番～そうすると、その100坪位が3,000米・5,000米地中にあなが開
いていた場合はですね。今の市長がいわれる例外もあるでしょう、
それと他の1,900坪と同様な平たん面積であつた場合はどうです
か。

市長～それでも同じです。

5 番～それでも。

市長～だがこれだけの2,000坪の土地がありますね、100坪だけ破してみんな宅地になっていますですね。それだけ貴方が宅地が現あるとしたならば、これは当然宅地としてみなすべきです。

5 番～いや地目ですよ。

市長～屋敷も全部あつてですね。とびとびに内畑というふうに宅地の中ににわみたいな小さな畑を作るんだつたら、それは畑としては見なしません。

5 番～簡単にいいましょう、質問しましょう。市長さんが仮に財政課長であると仮定します。課税の事務処理の責任者と仮定します。その場合今の例の100坪にはですね、増地として適用されますか。或は畑として適用されますか。

市長～私だつたらですね。屋敷がはつきりして、これからは屋敷とはつきりしてもらつて、その通りみなします。

5 番～私がいつた所は真中ですよ。

市長～ありかたは1ヶ所に集つていますか。

5 番～はい、1ヶ所にです、ちやんと囲つてあります。

市長～ちやんと畑として、これは屋敷と区切を付けてありますか。

5 番～1,900坪はもうみんなブロックで囲つてですね。

市長～これは畑です。

5 番～地目も畑ですよ。

市長～地目も畑。又使用中のも畑でしょう。

5 番～はい使用も畑です。

市長～じやこれは問題ないんじゃないですか、その通り畑です。

5 番～その通りでありますか、財政課長は先私はその現状の割用価値からいわゆる評価をしてそして課税評価をしてあるといつていました。

市長～それでも同じです。

5 番～それでも。

市長～だがこれだけの2,000坪の土地がありますね、100坪だけ残してみんな宅地になっていますですね。それだけ貴方が宅地が現あるとしたならば、これは当然宅地としてみなすべきです。

5 番～いや地目ですよ。

市長～屋敷も全部あつてですね。とびとびに内畑というふうに宅地の中ににわみたいな小さな畑を作るんだつたら、それは畑としては見なせません。

5 番～簡単にいしましょう、質問しましょう。市長さんが仮に財政課長であると仮定します。課税の事務処理の責任者と仮定します。その場合今の例の100坪にはですね、宅地として適用されますか。或は畑として適用されますか。

市長～私だつたらですね。屋敷がはつきりして、これからは屋敷とはつきりしてもらつて、その通りみなします。

5 番～私がいつた所は真中ですよ。

市長～ありかたは1ヶ所に集つていますか。

5 番～はい、1ヶ所にです、ちやんと囲つてあります。

市長～ちやんと畑として、これは屋敷と区切を付けてありますか。

5 番～1,900坪はもうみんなブロックで囲つてですね。

市長～これは畑です。

5 番～地目も畑ですよ。

市長～地目も畑。又使用中のも畑でしょう。

5 番～はい使用も畑です。

市長～じやこれは問題ないんじゃないですか、その通り畑です。

5 番～その通りでありますか、財政課長は先私はその現状の翻用価値からいわゆる評価をしてそして課税評価をしてあるといつていました。

市長～ちやんと屋敷として分けて、はつきりしているでしょう。

5 番～私の質問の中にですね、その公簿上の地目は畑であるというのは明りようですよ、畑ではあるんです。

議長～暫休憩いたします。(午後1時28分)

議長～再開いたします。(午後1時30分)

5 番～428,68\$の**固**定資産税算定に、この前年度繰越、前年度の滞納繰越分には何々年分入れてありますか。一応質問に行われていた答弁におきまして、年度別税別未収額帳というのがおいてありますね。参考資料としてああいづつた資料に関連して、その8,200ドルというのはそれは大体それぐらいだろうという式で表してあるんですか。つまり滞納額に対しては、あくまでですね、先きのある議員の質問にもありましたが、当然徴収すべきである。そういうふうな見地からですね、今年度予算にいわゆる計上する場合にも、いわゆる算定すべきであつて、そういうふうな立場からやりましたか。今までの滞納額がそのくらいあるから、その中から大体その位入れておこうというふうなそういうふうないわゆる根拠のない、只良い加減な考え方にもとづく8,200ドルですか。これはと申しますのは先き配られた4.5日前配られた56年度から62年度までの未収額帳による当局の作成による未収額帳の合計額は13,178ドルという金額を示しておりませんが、そこで一応参考に見ますが、現年度はどの位の滞納額が繰越として現われて来そうですか。**固**定資産税だけに一応答えて下さい。**固**定資産税だけ、63年度における滞納は、**固**定資産税に関する場合どの位の大体予想がされておりますか。

財政課長～現年度においては徴収の実際からしまして74多はその他の滞納にまわしております。

5 番～この場合後の26多は、金額はどの26多に相当する金額はどの金額はどの位の金額ですか。

財政課長～この前示しました額の26多。

5 番～いや今のは74多の徴収見込という訳でしょう、すると残された26多は滞納見込となる訳ですね。その26多にそうとうする金額の説明を求めている訳です。予算議会でありますから、いかなる質問に対しても当局は即座に答弁説明出来ます様にあらゆる資料を準備して、そこに着席すべきであるのにどうも感心出来ない点がありますが、市長、助役にはその面に充分配慮されておりますか。

市長～ちやんと屋敷として分けて、はつきりしているでしょう。

5 番～私の質問の中にですね、そこの公簿上の地目は畑であるというのは明りようですよ。畑ではあるんです。

議長～暫休憩いたします。(午後1時28分)

議長～再開いたします。(午後1時30分)

5 番～428,68\$の簡定資産税算定に、この前年度繰越、前年度の滞納繰越分には何ヶ年分入れてありますか。一般質問に行われていた答弁におきまして、年度別税別未収額帳というのがおいてありますね。参考資料としてああいづつた資料に関連して、その8,200ドルというのはそれは大体それぐらいだろうという式で表してあるんですか。つまり滞納額に対しては、あくまでですね、先きのある議員の質問にもありましたが、当然徴収すべきである。そういうふうな見地からですね、今年度予算にいわゆる計上する場合にも、いわゆる算定すべきであつて、そういうふうな立場からやりましたか。今までの滞納額がそのくらいあるから、その中から大体その位入れておこうというふうなそういうふうないわゆる根拠のない、只良い加減な考え方にもとづく8,200ドルですか。これはと申しますのは先き配られた4.5日前配られた56年度から62年度までの未収額帳による当局の作成による未収額帳の合計額は13,178ドルという金額を示しておりますが、そこで一応参考に聞きますが、現年度はどの位の滞納額が繰越として現われて来そうですか。簡定資産税だけに一応答えて下さい。簡定資産税だけ、63年度における滞納は、簡定資産税に関する場合どの位の大体予想がされておりますか。

財政課長～現年度においては徴収の実際からしまして74%はその他の滞納にまわしております。

5 番～この場合後の26%は、金額はどの26%に相当する金額はどの金額はどの位の金額ですか。

財政課長～この前示しました額の26%。

5 番～いや今のは74%の徴収見込という訳でしょう、すると残された26%は滞納見込となる訳ですな。その26%にそうとうする金額の説明を求めている訳です。予算議会でありますから、いかなる質問に対しても当局は即座に答弁説明出来ます様にあらゆる資料を準備して、そこに着席すべきであるのにどうも感心出来ない点がありますが、市長・助役にはその面に充分配慮されておりますか。

当局は今の台帳の説明資料を求められたら即座に出す義務があります。

市長～質問に対して資料に関係する問題がたくさん出ると思うんで、それに答弁出来る様に準備して取つて来るようにしてあります。

5番～現実においては出来てないです。これは指導監督がなつてないと思つて良いですか、そう受け取つて。

市長～関連した資料については取つてくる様にいつけてあります。

5番～そういうふうな消極的ではいかんじやないですか、市長さん

議長～暫休憩いたします。(午後1時47分)

議長～再開いたします。(午後1時50分)

5番～そうすると今年度予算に前年度繰越し分として計上されたのは、該予算に計上されたのは、63年度の滞納分だけという事になる訳です。今の説明によりますと、そういうことになるんですが、56年から62年に至るまでの13,178ドル81セントの滞納額はこれは徴収を棄権された人ですか、市長さん

市長～徴収を棄権したんじやなくして、それだけ繰越して、それだけ徴収する見込みです。

5番～いや予算に計上されたのは主張しております。徴収を棄権しましたという立証です。これは明らかに明りようですよ。いかなるあやふやな答弁も許されません。私が今指摘した事実に若しそうじやないというんだつたら、理論的に一応当局はられでも良いですから説明して下さい。

市長～すみませんがもう1度。

議長～暫休憩いたします。(午後1時58分)

議長～再開いたします。(午後2時40分)

16番～現年度の執行状況の調定額は賦課額であるかどうか。全部賦課された額であるかどうか。

財政課長～そうです。

16番～ではお聞きいたしますが、新年度予算の調定額が141,400ドルしか5月末において134,000ドル約7,000ドル6,500ドル位の数字しか

当局は今の合帳の説明資料を求められたら即座に出す義務があります。

市長～質問に対して資料に関係する問題がたくさん出ると思うんで、それに答弁出来る様に準備して取つて来るようにしてあります。

5 番～現実においては出来てないです。これは指導監督がなつてないと思つて良いですか、そう受け取つて。

市長～関連した資料については取つてくる様にいつけてあります。

5 番～そういうふうな消極的ではいかんじやないですか、市長さん

議長～暫休憩いたします。(午後1時47分)

議長～再開いたします。(午後1時50分)

5 番～そうすると今年度予算に前年度繰越し分として計上されたのは、該予算に計上されたのは、63年度の滞納分だけという事になる訳ですね。今の説明によりますと、そういうことになるんですが、56年から62年に至るまでの13,178ドル81セントの滞納額はこれは徴収を棄権された人ですか。市長さん

市長～徴収を棄権したんじやなくして、それだけ繰越して、それだけ徴収する見込みです。

5 番～いや予算に計上されたのは主張しております。徴収を棄権しましたという立証です。これは明らかに明りようですよ。いかなるあやふやな答弁も許されません。私が今指摘した事実を若しそうじやないというんだつたら、理論的に一応当局はそれでも良いですから説明して下さい。

市長～すみませんがもう1度。

議長～暫休憩いたします。(午後1時58分)

議長～再開いたします。(午後2時40分)

16番～現年度の執行状況の調定額は賦課額であるかどうか。全部賦課された額であるかどうか。

財政課長～そうです。

16番～ではお聞きいたしますが、新年度予算の調定額が141,400ドルしか5月末において134,000ドル約7,000ドル6,500ドル位の数字しか

考えられてないという事になりますと現年度の場合の当初予算から見まして5月末までの約30,000ドルの調定の増になつている賦課の増ですね。しかし新年度においては7,000ドルしか見積られてないということについて、どういふ点が前年度よりスムーズにいかないかどうか、その点について御説明願います。

議長～暫休憩いたします。(午後2時42分)

議長～再開いたします。(午後2時44分)

1.6番～お聞きしたいのはですね、前年度の調定、その課税客体自体が、尚はつきりしないというふうな事があると、先きに御説明がありましたけれども、それから見ても7,000ドルしかそれはないと、実際にははあくした場合にはもう少しは上回るんだというような御説明でございまして、現年度の場合に当初予算から見た場合には約調定額が2万ドルから3万ドル増になつております。新年度予算の場合に現年度のように見積られない理由ですね。

助役～先きから御説明申上げてある様に増になつている分は個人じやなくして、法人の方が増になつておりますので現年度において予算の調定が出ておりますのは法人関係でございまして、その点からしまして64年度の方も自然増的の分については現年度の調定と予算のひらきの様には出ていない様になつている訳でございまして。

1.6番～じやこの方は現年度において、調定額じやなくして賦課額において3万ドルは賦課しておるにもかかわらず、現年度予算において、それだけの才入が見積られなかつた点を御説明したいと思ひます。当然それだけの財源は調定額じやなくして賦課してありますので、90%見た場合には121,000ドルという額になります。予算額においては8,900ドル、約3万ドルの財源がこるがつていたという点について、その3万ドルの税収というのが前年度において見積られない問題であつたかどうか、それから財政課長さんにお聞きいたしますが5月末に134,000ドルというふうな答えになつておりますが、上司に対して、そういうふうな連絡がなかつたかどうか。

財政課長～調定後において裁決を受けております。

1.6番～市長さん3万ドルの財源がございまして前年度の追加更正をやらなくちやいけないというふうな考えられますが、3万ドルの財源を、現年度において事業面或は他の面において考えるべきであつたかどうか、その点なかつたかどうか。

議長～暫休憩いたします。(午後2時50分)

考えられてないという事になりますと現年度の場合の当初予算から見まして5月未までの約30,000ドルの調定の増になつている賦課の増ですね。しかし新年度においては7,000ドルしか見積られてないということについて、どういふ点が前年度よりスムーズにいかないかどうか。その点について御説明願います。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時42分)

議 長～再開いたします。(午後2時44分)

16番～お聞きしたいのはですね、前年度の調定、その課税客体自体が、尚はつきりしないというふうな事があると、先きに御説明がありましたけれども、それから見ても7,000ドルしかそれはないと、実際にははあくした場合にもう少しは上回るんだというような御説明でございしますが、現年度の場合に当初予算から見た場合には約調定額が2万ドルから3万ドル増になつています。新年度予算の場合に現年度のように見積られない理由ですね。

助 役～先きから御説明申上げてある様に増になつている分は個人じゃなくして、法人の方が増になつておりますので現年度において予算の調定が出ておりますのは法人関係でございまして、その点からしまして64年度の方も自然増的分については現年度の調定と予算のひらきの様には出ていない様になつている訳でございまして。

16番～じやこの方は現年度において、調定額じゃなくして賦課額において3万ドルは賦課しておるにもかかわらず、現年度予算において、それだけの才入が見積られなかつた点を御説明願いたいと思います。当然それだけの財源は調定額じゃなくして賦課してありますので、90%見た場合には121,000ドルという額になります。予算額においては8,900ドル。約3万ドルの財源がころがつていたという点について、その3万ドルの税収というのが前年度において見積られない問題であつたかどうか。それから財政課長さんにお聞きいたしますが5月未に134,000ドルというふうな答えになつておりますが、上司に対して、そういうふうな連絡がなかつたかどうか。

財政課長～調定後において裁決を受けております。

16番～市長さん3万ドルの財源がございしますが前年度の追加更正をやらなくちやいけないというふうに考えられますが、3万ドルの財源を、現年度において事業面或は他の面において考えるべきであつたかどうか、その点なかつたかどうか。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時50分)

議 長～再開いたします。(午後2時52分)

市 長～これは徴収済みじやないので、一応徴収してみないという予算通りに入つて来るかどうかは心配な訳であります。ここは賦課額と予算額とを同額にしないで予算と区別しているのは、それだけ予算を健全に運営するために低くしてある訳です。

16番～予算を健全に運営と申しませうけれども、予算の執行に当つては、賦課はこれだけやりながら、予算においては65%は妥当だという見解でございませうか。

市 長～見限りとしては妥当だと思います。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時54分)

議 長～再開いたします。(午後2時56分)

助 役～予算においては、尚89,000千円であつてというふうなかつこうで、結局は現年度において追加の必要はなかつたかという点でございませうが、その方は予算に現年度として結局は90%、80%計上する以上は、そういうふうな目標でもつてやるのが当然でありまして、8月末においてどうなるという事について結局は8月まで待たなければわからんという事になつた場合においては、当然予算執行不能という面を考えなければいけないんじゃないかと。そういうなにかからしまして、63年度までは先きから申上げます様に課税客体にはあくが充分なされてない関係で予算と調定との数字が相当の開きがある様になつております。しかし今年度の予算編成、才入面におきましては、これをどうしても正常のあり方に持つて行かなければ、いかにいんだうそういうこと結局は現年度においても滞納においても100%目標になるのが当然ではございませうが、予算を堅実にする意味からいつて、70%或は80%滞納においては60%というふうになつてはいる訳でございませうが、今まで予算執行不能ということがあつたことは、全然ない訳です。と申上げますのは、結局は今先きから申上げるように調定と予算のひらきがあつたために、予算執行不能という事はあり得なかつた訳です。しかし64年度からにおいては結局予算の目標に対して仕事はなされてない場合においては、おのずから才出においても予算執行不能が出て来るんじゃないかと思つておる訳なんです。そういうなからしまして、結局は才入と才出のかみ合せを64年度は、64年度の予算からした場合においては相当のかみ合せをしない限り執行不能の差が出て来はせんかと考ふる訳であります。しかしこれは先きから当周の方で答弁がございませう様に100%を目標にして行くというふうにした場合においては、あえて執行不能におちいるという事は考えられない訳であります。しかしながら前年度までと現年度までの差のところ

議 長～再開いたします。(午後2時52分)

市 長～これは徴収済みじゃないので、一応徴収してみないという予算通りに入つて来るかどうかは心配な訳であります。ここは賦課額と予算額とを同額にしないで予算と区別しているのは、それだけ予算を健全に運営するために低くしてある訳です。

16番～予算を健全に運営と申しますけれども、予算の執行に当つては、賦課はこれだけやりながら、予算においては65%は妥当だという見解でございますか。

市 長～見積りとしては妥当だと思います。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時54分)

議 長～再開いたします。(午後2時56分)

助 役～予算においては、尚89,000Fルであつてというふうなかつこうで、結局は現年度において追加の必要はなかつたかという点でございますが、その方は予算に現年度として結局は90%、80%計上する以上は、そういうふうな目標でもつてやるのが当然でありまして、8月末においてどうなるという事について結局は8月まで待たなければわからんという事になつた場合においては、当然予算執行不能という面を考えなければいけないんじゃないかと。そういうなかからしまして、63年度までは先きから申上げます様に課税客体にはあくが充分なされてない関係で予算と調定との数字が相当の開きがある様になつております。しかし今年度の予算編成、才入面におきましては、これをどうしても正常のあり方に持つて行かなければ、いかにんだうそういうこと結局は現年度においても滞納においても100%目標になるのが当然ではございますが、予算を堅実にする意味からいつて、70%或は80%滞納においては60%というふうになつている訳でございますが、今まで予算執行不能ということがあつたことは、全然ない訳です。と申上げますのは、結局は今先きから申上げるように調定と予算のひらきがあつたために、予算執行不能という事はあり得なかつた訳です。しかし64年度からにおいては結局予算の目標に対して仕事はなされてない場合においては、おのずから才出においても予算執行不能が出て来るんじゃないかと思つておる訳なんです。そういうなからしまして、結局は才入と才出のかみ合せを64年度は、64年度の予算からした場合においては相当のかみ合せをしない限り執行不能の差が出て来はせんかと考える訳であります。しかしこれは先きから当局の方で答弁がございします様に100%を目標にして行くというふうにした場合においては、あえて執行不能におちいるという事は考えられない訳であります。しかしながら前年度までと現年度までの違つところ

は結局は新年度予算に見積られている才入面の方は結局は現実に今まで以上に近い様に編成されておりますので、結局はその含みでもって、執行にあたらんと、執行不能を憂わねが出て来はせんかという心配をもつておる訳です。

16番～**固**定資産がですね、市長さんは先き65%が執行に当る時に妥当だという考え方ですけれど、それで助役も同じ見解ですか。

助 役～だから65%というのは、そういう意味の65%ではございせん、今までのありかたからして、そういうふうになつておつたというだけでありまして、だから結局は予算執行不能というのはあり得なかつたと、しかし64年度においては結局は60%という考えがあつたならば、**予算執行不能**におちいるという事でありまして。

16番～それは才入欠かんによつてですか。

助 役～はい

16番～5月末となつていますけれども、助役としては才入面について欠かんが生じて来るんじゃないかという心配がある様うですが、今度の予算の13,400ドルという課税客体はですね、はあくしたのはいつ頃ですか、これは賦課した時期が5月になつている訳でしょう、課税客体をはあくした時期はいつですか。

財政課長～副定が12月31日というふうになつております。それからいろいろ変更がある訳ですね。

4番～財源獲得の面からお伺いしますが、この特別法人の場合ですね、市長さんにお伺いします。農協であります、従来課してなかつた理由ですね、それは課すべきだといった見解に立つて従来課してなかつた理由についてお伺いします。

市 長～どういふ理由で課さなかつたかは私は聞いておりません。

4番～課すべきであるかどうか。じやお答え願います。

市長～課すべきだつたということは今知つております。

4番～課すべきであるならば、何故新年度に課してないのか。

市 長～要するにそういうのが課してないとすれば、中々ワチしてなかつたという事になる。

4番～課してなければ、その理由ですね。

は結局は新年度予算に見積られている才入面の方は結局は現実に今まで以上に近い様に編成されておりますので、結局はその含みでもって、執行にあたらんと、執行不能にやむを得ないかという心配をもつておる訳です。

16番～償定資産がですね、市長さんは先き65%が執行に当る時に妥当だという考え方ですけれど、それで助役も同じ見解ですか。

助役～だから65%というのは、そういう意味の65%ではございせん。今までのありかたからして、そういうふうになつておつたというだけでありまして、だから結局は予算執行不能というのはあり得なかつたと、しかし64年度においては結局は60%という考えがあつたならば、予算施行不能におちいるという事であります。

16番～それは才入欠かんによつてですか。

助役～はい

16番～5月末となつていますけれども、助役としては才入面について欠かんが生じて来るんじゃないかという心配がある様うですが、今度の予算の13,400万という課税客体はですね、はあくしたのはいつ頃ですか、これは賦課した時期が5月になつている訳でしょう、課税客体をはあくした時期はいつですか。

財政課長～調定が12月31日というふうになっております。それからいろいろ変更がある訳ですね。

4番～財源獲得の面からお伺いしますが、この特別法人の場合ですね、市長さんにお伺いします。農協であります、従来課してなかつた理由ですね、それは課すべきだといった見解に立つて従来課してなかつた理由についてお伺いします。

市長～どうい理由で課さなかつたかは私は聞いておりません。

4番～課すべきであるかどうか。じやお答え願います。

市長～課すべきだつたということは今知つております。

4番～課すべきであるならば、何故新年度に課してないのか。

市長～要するにそういうのが課してないとすれば、キヤウチしてなかつたという事になる。

4番～課してなければ、その理由ですね。

財政課長～法人税は課されるべきじゃないというふうな。

4 番～課すべきじゃないという考え方で、そうすると市長や助役は課すべきだというし、課長は課すべきじゃないといった様な見解ですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時5分)

議 長～再開いたします。(午後3時7分)

18 番～組合関係ですね、向こうの規程ですね。協同組合法によつてです。そういう法がありますが、あれでは弘わなくても良いという様な規程があつたと思ふんす。

4 番～その特別法人に対する課税対象額ですね、課税対象額は大体どの程度のものか。若し今日ではつきりお答え出来なければ早速隣りでありますので、大体その見通しを立ててこの2、3日中に御答弁願いたい。出来なければですね、はつきりと見積額として出さなければ出来るか。出来ないか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時12分)

議 長～再開いたします。(午後3時15分)

財政課長～今までそういうことは考えておりませんでした。組合の方を調査しまして後でお答えいたします。

4 番～後で結構です。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時17分)

議 長～再開いたします。(午後3時20分)

5 番～事業税について質問いたします。それもいわゆる滞納繰越分。この未徴収11,612ドルの中に滞納繰越分6,250ドルの滞納者の内訳についてお聞きしたい訳ですが、この6,250ドルはもち論滞納の何多かをおさえて計上したと思ひますが、法人組織の会社がですね、滞納している額はどの位ありますか。事業税ですね。はつきりした数字がわからなかつたら大体でも結構ですから。64,796ドルの実収入額の中、法人の事業税はどの位入つて6万余ドルになつておりますか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時26分)

議 長～再開いたします。(午後3時28分)

財政課長～法人税は課されるべきじゃないというふうな。

4 番～課すべきじゃないという考え方で、そうすると市長や助役は課すべきだというし、課長は課すべきじゃないといった様な見解ですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時5分)

議 長～再開いたします。(午後3時7分)

18 番～組合関係ですね、向こうの規程ですね。協同組合法によつてです、そういう法がありますが、あれでは払わなくても良いという様な規程があつたと思うんです。

4 番～その特別法人に対する課税対象額ですね、課税対象額は大体どの程度のものか。若し今日ではつきりお答え出来なければ早速隣りでありますので、大体その見通しを立ててこの2、3日中に御答弁願いたい。出来なければですね、はつきりとお見積額として出さなければ出来るか。出来ないか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時12分)

議 長～再開いたします。(午後3時15分)

財政課長～今までそういうことは考えておりませんでした。組合の方を調査しまして後でお答えいたします。

4 番～後で結構です。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時17分)

議 長～再開いたします。(午後3時20分)

5 番～事業税について質問いたします。それもいわゆる滞納繰越分。この未徴収11,612ドルの中に滞納繰越分6,250ドルの滞納者の内訳についてお聞きしたい訳ですが、この6,250ドルはもち論滞納の何%かをおさえて計上したと思いますが、法人組織の会社がですね、滞納している額はどの位ありますか。事業税ですね。はつきりした数字がわからなかつたら大体でも結構ですから。64,7962ドルの実収入額の中、法人の事業税はどの位入つて6万余ドルになつておりますか。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時26分)

議 長～再開いたします。(午後3時28分)

5 番～今手許に資料がなければ良いですから、滞納している事業税ですねこの滞納している事業税は法人の分はどの位ありますか。割合でも良いです。割合でも、およそでも良いです。

財政課長～滞納の

5 番～事業税の滞納がですよ、この中法人がしめるおよそで良いですよ、半分以上ありますか、或は半分以下ですか。

財政課長～これは10倍に近いです。

5 番～何んですか。

財政課長～10倍に近いです。

5 番～滞納ですか、この滞納繰越分の。

財政課長～法人と個人の滞納額を引いて法人の滞納がどの位あるかという訳です。

5 番～事業税は滞納があるでしょう、事業税の滞納額の内ですね法人が、滞納しているのはどの位ですか。割合でも結構です。額でも良いです。割合でも良いです。或は比較の表現でもよいです。個人より多いですか。

財政課長～多い。

5 番～そでじや聞きますが、その多いというのは。

財政課長～滞納が多いのじやないです。徴収は多いということですよ。

5 番～とにかくあらゆる税目でしょう。そのうちの事項の事業税。その事業税の滞納額の中にですね、法人に関する滞納額がどの位ありますか。私の質問は今それですが。だからそのどの位かというのは資料がなければ割合でも結構です。そでじや更に進めます。もしあればですね、すぐ貴方が現在知っている範囲内においてですね。現在貴方が知っている範囲内でどの会社がというふうな例を取って指摘して下さい。できますか。

財政課長～出きます。

5 番～指摘して下さい。

5 番～今手許に資料がなければ良いですから、滞納している事業税ですね
この滞納している事業税は法人の分はどの位ありますか。割合でも
良いです。割合でも、およそでも良いです。

財政課長～滞納の

5 番～事業税の滞納がですよ、この中法人がしめるおよそで良いですよ、
半分以上ありますか、或は半分以上ですか。

財政課長～これは10倍に近いです。

5 番～何んですか。

財政課長～10倍に近いです。

5 番～滞納ですか。この滞納繰越分の。

財政課長～法人と個人の滞納額を引いて法人の滞納がどの位あるかという訳
です。

5 番～事業税は滞納があるでしょう、事業税の滞納額の内ですね法人が、
滞納しているのはどの位ですか。割合でも結構です。額でも良いで
す。割合でも良いです。或は比較の表現でもよいです。個人より多
いんですか。

財政課長～多い。

5 番～そでじや聞きますが、その多いというのは。

財政課長～滞納が多いのじやないです。徴収は多いということです。

5 番～とにかくあらゆる税目でしょう。そのうちの事項の事業税。その事
業税の滞納額の中にですね、法人に関する滞納額がどの位ありませ
んか。私の質問は今それですが、だからそのどの位かというのは資料
がなければ割合でも結構です。そでじや更に進めます。もしあれば
ですね、すぐ貴方が現在知っている範囲内においてですね。現在貴
方が知っている範囲内でどの会社がというふうに例を取つて指摘し
て下さい。できますか。

財政課長～出きます。

5 番～指摘して下さい。

5 番～いや今知つている範囲内で。

財政課長～今はわかりません。

5 番～わかりません。

財政課長～よくは分りません。

議長～暫休いたします。(午後3時34分)

議長～再開いたします。(午後3時36分)

市長～課長は課税台帳がないというが、全然ないという訳ではなくて、

5 番～全然ないといつておりました。

市長～それじゃ課税が出来ないですよ。

5 番～ですから私はそこを指摘している訳です。

5 番～私の質問はあくまでも課税台帳です。

市長～はつきりはしておりません。

5 番～ですから課税台帳はありますか。

市長～はい、台帳にかわるべきものですね。

5 番～私が聞いているのは課税台帳そのものです。いわゆる機具とか人間とかどいう意味じゃないですよ。課税台帳そのものです。

市長～いろいろ帳簿の整理が出来てないという事であつて、その課税をするに使うところの帳簿はあります。

5 番～何か木、たけをついだ様な説明でどうも一般質問においての市長の答弁はですね、課税台帳はないんだが、どうにかこうにかやつているんだという答弁をしているんです。

議長～暫休憩いたします。(午後3時47分)

議長～再開いたします。(午後3時49分)

5 番～今の市長のおつしやる大体の意味は私は良くわかるんですが、市長のそこで説明したい気持ちもですね、そして課長の説明している実体がな辺にあるか、私はわかるんですが、只答弁はですねあくまでも

5 番～いや今知っている範囲内で。

財政課長～今はわかりません。

5 ～わかりません。

財政課長～よくは分りません。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時34分)

議 長～再開いたします。(午後3時36分)

市 長～課長は課税台帳がないというが、全然ないという訳ではなくて。

5 番～全然ないといざつておりました。

市 長～それじゃ課税が出来ないですよ。

5 番～ですから私はそこを指摘している訳です。

5 番～私の質問はあくまでも課税台帳です。

市 長～はつきりはしておりません。

5 番～ですから課税台帳はありますか。

市 長～はい、台帳にかわるべきものですね。

5 番～私が聞いているのは課税台帳そのものです。いわゆる機具とか人間とかという意味じゃないですよ。課税台帳そのものです。

市 長～いろいろ帳簿の整理が出来てないという事であつて、その課税をするに使うところの帳簿はあります。

5 番～何か木、たけをついだ様な説明でどうも一般質問においての市長の答弁はですね、課税台帳はないんだが、どうにかこうにかやつているんだという答弁をしているんです。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時47分)

議 長～再開いたします。(午後3時49分)

5 番～今の市長のおつしやる大体の意味は私は良くわかるんですが、市長のそこで説明したい気持もですね、そして課長の説明している実体がな辺にあるか、私はわかるんですが、只答弁はですねあくまでも

事実に基づいて事実のまま答弁していただきたい。課税台帳があるかといつたら、あつたらある。なければならない。以たようなものがあるという答弁はどうも。
 今直ぐ答弁できますか。また資料を一応調査してからしか出きないというのであれば後でも良いですよ。
 私は答弁が必要だから答弁が出来る様な準備になつてから結構構ですから。

議長～暫休憩いたします。(午後4時)

議長～再開いたします。(午後4時1分)

5番～私の方は大体で良いですよ。去年度分から現在までの分はいくらですか。

財政課長～17日までの徴収がですね。

5番～17日ということは今月ですね。

財政課長～6月17日現年度が68,896ドル滞納が7,6042ドルです。

15番～その1ヶ月分のこれは6月ですか。現年度内でこれが徴収出来そうですか。

財政課長～滞納の徴収

15番～後8月までしかないですね。この後1月余りでですね。この滞納分の徴収は出きそうですね。

財政課長～毎年その7月、8月が納税成績が良いといひますのは、納税運動週間等がありますから。

3番～先きの外人関係においてまだ税は課されてないという様なのが177ですか。その分もつまり見積られておりますか。まだ税を課してないという見積外人がおりますね。それも見積られておりますか。それに不動産取得税の138件の内にですね。家屋と土地の割合や或は家屋が何件。土地が何件か。去年の実績はどの位であつたか。その面土地の場合に家屋を新築するために特に新築のための土地購入が何件あるかですね。それにもう1件は不動産取得税で申告する事になつて居るが、申告してないのが何件あるか。

財政課長～不動産取得税の申告の件ですか。

事実に基づいて事実のまま答弁していただきたい。課税台帳があるかといつたら、あつたらある。なければならない。以てようなものがあるという答弁はどうも。
今直ぐ答弁できますか、また資料を一応調査してからしか出きないというのであれば後でも良いですよ。
私は答弁が必要だから答弁が出来る様な準備になつてから結構構ですから。

議長～暫休憩いたします。(午後4時)

議長～再開いたします。(午後4時1分)

5 番～私の方は大体で良いですよ、去年度分から現在までの分はいくらですか。

財政課長～17日までの徴収がですね。

5 番～17日ということは今月ですね。

財政課長～6月17日現年度が68,896ドル滞納が7,6042ドルです。

15 番～その1ヶ年分のこれは6月ですか。現年度内でこれが徴収出来そうですか。

財政課長～滞納の徴収

15 番～後8月までしかないですね。この後1月余りでですね、この滞納分の徴収は出きそうですね。

財政課長～毎年その7月、8月が納税成績が良いといえますのは、納税運動週間等がありますから。

3 番～先きの外人関係においてまだ税は課されてないという様なのが177ですか。その分もつまり見積られておりますか。まだ税を課してないという見積外人がおりますね。それも見積られていますか、それに不動産取得税の138件の内にですね。家屋と土地の割合や或は家屋が何件、土地が何件か。去年の実績はどの位であつたか。その面土地の場合に家屋を新築するために特に新築のための土地購入が何件あるかですね。それにもう1件は不動産取得税で申告する事になつているが、申告してないのが何件あるか。

財政課長～不動産取得税の申告の件ですか。

3 番 ~申告です。現年度においてですね不動産取得税を課した実績において家屋と土地の割合ですね。家屋が何件。土地が何件という事になる訳ですね。その内に土地の場合家屋を新築するために土地を購入する場合には申告する規定がありますね。それに不動産取得税は申告する様にはなっておりますが。申告した件数が何件あるかですねその点について。

財政課長~不動産の場合申告は全然ありません。

3 番~全然ないんですか。どういふふうにはあくしてありますか。

財政課長~土地の場合は登記によつて家屋の場合は取得の際の契約或は新築

3 番~これはどういふふうに売買。家屋の場合も新築とかそういうことはどういふふうにはあくしておりますか。

財政課長~普通銀行融資の場合は証明がつきますので。あれで家屋を測定して評価する訳です。

3 番~銀行関係が全然ないものですね。手続きもないものはどういふふうにしてありますか。

財政課長~やはり調査です。

3 番~年に1回ですか何回やりますか。

財政課長~期間をきめて評価をしています。

3 番~何回やつておりますか。

財政課長~年1回です。

議 長~次は市町村交付税に移ります。

4 番~1万ドル余りの増になっておりますが。これについては政府からの内示によつて計上されたんですか。

助 役~別に政府からは何もありません。

4 番~ちや増になつた理由は。

助 役~この方はまだ規則は改正になっておりませんが。62年度においては約190万ドル。63年度においては240万ドル。結局50万ドルの増になっておりますので。その増に伴つて当然規則も改正さ

3 番 ~申告です。現年度においてですね不動産取得税を課した実績において家屋と土地の割合ですね。家屋が何件。土地が何件という事になる訳ですね。その内に土地の場合家屋を新築するために土地を購入する場合には申告する規定がありますね。それに不動産取得税は申告する様にはなっておりますが、申告した件数が何件あるかですねその点について。

財政課長~不動産の場合申告は全然ありません。

3 番~全然ないんですか。どういふようにはあくしてありますか。

財政課長~土地の場合は登記によつて家屋の場合は取得の際の契約或は新築

3 番~これはどういふふうに売買、家屋の場合も新築とかそういうことはどういふようにはあくしておりますか。

財政課長~普通銀行融資の場合は証明がつきますので、あれで家屋を測定して評価する訳です。

3 番~銀行関係が全然ないものですね。手続きもないものはどういふふうにしてありますか。

財政課長~やはり調査です。

3 番~年に1回ですか何回やりますか。

財政課長~期間をきめて評価をしています。

3 番~何回やつておりますか。

財政課長~年1回です。

議 長~次は市町村交付税に移ります。

4 番~1万ドル余りの増になつておりますが、これについては政府からの内示によつて計上されたんですか。

助 役~別に政府からは何もありません。

4 番~ちや増になつた理由は。

助 役~この方はまだ規則は改正になつておりませんが、62年度においては約190万ドル。63年度においては240万ドル。結局50万ドルの増になつておりますので、その増に伴つて当然規則も改正さ

れる様になりますので、その規則はまだ出ておりませんが、規則が改正されるものとして政府の方が今までどういう面を改正して行くかという面について各市町村に問いあわせがあつた訳です。

4 番～3万6千1百9拾ドルというのは規定が改正なるという事はこの規程が算定の基礎になる訳ですか。(はい)
それじやもう少し具体的に説明して下さい。36,112ドルについて。

助 役～交付税の方は市町村の財政の方で、財政需要額が財政収入額を上まわる事によつて、その不足分を補うために政府の方で交付される様になつておりますので、結局は年度の64年度における交付税額を市町村においていくらの不足であるという説明によつて、結局はそういう面ですれだけいるというふうに政府の方で需要額においてどういふふうになるというふうなものが、達示が来ますので、それによつて50万ドルという増になつた分の何んじやなくして、政府の不用額の見方からして算定はされてくる訳です。

4 地～基準財政需要額がどれだけにとどめられておりますか、これはどうしてですか。

助 役～この方は結局は別紙にして配付するつもりでございましたが、今先申上げました様に規則改正の方がまだやられておりませんので、今の所はつきりしませんのであけてあります。これについては後で配布したいと思つております。

議 長～進行いたします。次は3款に入ります。

10 番～民間地料は各区毎に賃貸料は一階ですか。単価です。

財政課長～いく分違う所もあります。

議 長～只今定刻4時であります。時間延長をしたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

4 番～市有財産収入の内訳の中に旧嘉敷校あとののが明細されておりますが、その坪数4,902坪というのは、全坪数をいつているのか、或は又賃貸契約した分であるのかですね、現坪数はいくらですか、旧学校敷地あとの。

助 役～6,772坪になっております。その内992坪は軍の方が使つております。

れる様になりますので、その規則はまだ出ておりませんが、規則が改正されるものとして政府の方が今までどういう面を改正して行くかという面について各市町村に問い合わせがあつた訳です。

- 4 番～3万6千1百9拾ドルというのは規定が改正なるという事はこの規程が算定の基礎になる訳ですか。(はい)
それじやもう少し具体的に説明して下さい。36,112ドルについて。

助 役～交付税の方は市町村の財政の方で、財政需要額が財政収入額を上まわる事によつて、その不足分を補うために政府の方で交付される様になつておりますので、結局は今度の64年度における交付税額を市町村においていくらの不足であるという説明によつて、結局はそういう面ですれだけいるというふうに政府の方で需要額においてどういふふうになるというふうなものが、達示が来ますので、それによつて50万ドルという増になつた分の何んじやなくして、政府の不用額の見方からして算定はされてくる訳です。

- 4 地～基準財政需要額がどれだけにとどめられておりますか、これはどういふ訳ですか。

助 役～この方は結局は別紙にして配付するつもりでございましたが、今先申上げました様に規則改正の方がまだやられておりませんので、今の所はつきりしませんのであけてあります。これについては後で配布したいと思つております。

議 長～進行いたします。次は3款に入ります。

- 10 番～民間地料は各区毎に賃貸料は一階ですか。単価です。

財政課長～いく分違う所もあります。

議 長～只今定刻4時であります。時間延長をしたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

- 4 番～市有財産収入の内訳の中に旧嘉敷校あとののが明細されておりますが、その坪数4,902坪というのは、全坪数をいつているのか。或は又賃貸契約した分であるのかですね、現坪数はいくらですか、旧学校敷地あとの。

助 役～6,772坪になっております。その内992坪は軍の方が使つております。

4 番～992坪ですか。

助 役～992坪。それからこの方はこつちに表わしてある数字は契約されている分だけでございます。

4 番～そうしますと、6,772坪から後4,902坪に軍が使っている992坪入れて約1,000坪位の余ゆうが出て来ますが、それについて、お伺いします。

助 役～民の方が使っている所が5,246という事になっております。5,246坪と、それから992坪6,200 約500坪というのが結局は道路ということになります。民に賃貸した坪数が5,246坪ある訳です、それでこの数字に表わしたのは4,902坪になっておりますので、この方は48セントの契約高によつて貸してあります。

4 番～それから残りの未契約の分についてはどうなっておりますか、契約するのか、それとも置いておくのか。

助 役～この方はおいておくつもりはない。

4 番～おいておくつもりはない。
貸してあるのは何坪ですか、5,246坪の内401坪だから200坪。

助 役～344坪位であります。

4 番～344坪その時には借手がおればいつでも貸せるわけですか、それについて、借手の募集等やつておりますか。

助 役～募集の方は前にやつただけで、その後はやつておりません。

市 長～844坪だけまだ貸していない土地があるという事になっておりますがその収入の見積りはいつどの位で契約するという事は今の所見当がつけられんじやないかと思ひます。

4 番～見当をつけるのは、それは調査すれば今日でも明日でも分るんじやないかと思ひますが。

市 長～貸すには貸せます。中には契約はしてないが大体何に使うという今の郵便局の所だけは予想できます。
先きのお話の様に何も無い、あいてるとすれば直ぐ貸せる事があるが、中には先きのお話の様にこの敷地の中に外の人が前から家なんかをおいてからに契約もしなで、そのままがんで張つていのがありはせんかと思う訳です。

4 番～992坪ですか。

助 役～992坪。それからこの方はこつちに表わしてある数字は契約されている分だけでございます。

4 番～そうしますと、6,772坪から後4,902坪に軍が使っている992坪入れて約1,000坪位の余裕が出て来ますが、それについて、お伺いします。

助 役～民の方が使っている所が5,246という事になっております。5,246坪と、それから992坪6,200坪約500坪というのが結局は道路ということになります。民に賃貸した坪数が5,246坪ある訳です。それでこの数字に表わしたのは4,902坪になっておりますので、この方は48セントの契約高によつて貸してあります。

4 番～それから残りの未契約の分についてはどうなっておりますか、契約するのか、それとも置いておくのか。

助 役～この方はおいておくつもりはない。

4 番～おいておくつもりはない。
貸してあるのは何坪ですか、5,246坪の内401坪だから200坪。

助 役～344坪位であります。

4 番～344坪その時には借手がおればいつでも貸せるわけですか。それについて、借手の募集等やつておりますか。

助 役～募集の方は前にやつただけで、その後はやつておりません。

市 長～844坪だけまだ貸してない土地があるという事になっておりますがその収入の見積りはいつどの位で契約するという事は今の所見当がつけれんじやないかと思ひます。

4 番～見当をつけるのは、それは調査すれば今日でも明日でも分るんじやないかと思ひますが。

市 長～貸すには貸せます。中には契約はしてないが大体何に使うという今の郵便局の所だけは予想できます。
先きのお話の様に何も無い、あいているとすれば直ぐ貸せる事があるが、中には先きのお話の様にこの敷地の中に外の人が前から家なんかをおいてからに契約もしなで、そのままがん張つていのがありはせんかと思ひます。

4 番～市長にお伺いしますが、市有財産を効率的に活用するという立場から5,000坪あまりで、あの地域において980ドルの取入しかないという事ですが、果してこれをもつと効率的に或は又活用する事によつて増収を計れないかどうかですね。

市長～貸付した方がよいというような今までの意向で区画整理をして、今貸付けしている訳であります。本当はこれの管理には非常に手をやいている所あります。

4 番～この問題は市長が執務早々から問題になつて居るかも知れません。そこであの地域からの住民の陳情もなんとか我々に売却してくれというふうな陳情があつたかと思ひます。そこでざつと計算して向うの周囲地価を半額程を見積つて処分したにしても、約4～5万ドルそれを人件費も管理費なんか全給かけずに銀行にそのままおいてあつても3,000ドル余りも取入が入つてくるという計算になります。それについて工事出来なかつたから、そのままほつておくんだといった様な考えであるのか、或はこれを積極的にもつと徴収を上げる考えがあるかどうかですね。処分するなら処分して、もつと事業の面に入力を入れるといった様な考えもあるかどうか。

市長～この処分というのは、問題は必ずねはすでに10ヶ年の契約で貸付てあるのがあるので、すぐ処分という事は困難だとも思うのであります。若し期限が切れ次第そのつど1件1件でも将来に処分しても良いという皆様の御意向があれば、これは可能だと思ひます。財産の処分の件でありますので、どうしてもそれは大体一般の方が、これは処分しても良いという空気であれば間合せて議決によつて、それを処分して良いと思つております。

10番～軍用地料の方が前年度よりも上つたといいますが、どういふ関係してありますか。

助役～この方は表にも表れております通り、新年度においては5ヶ年更新ということになつておりますが、当然上るんじゃないかという見通しはついております。ただ、いくら上がるということについては、まだはつきりしませんので、当初予算としては充分従来通り計上してあります。

10番～従来より上つて計上された訳ですか。

助役～従来通りを計上した訳です。

10番～前年度はいわゆる7,240ドルですか。今年度の場合は360ドルになつておりますが、これはどういふ訳ですか。

4 番～市長にお伺いしますが、市有財産を効率的に活用するという立場から5,000坪あまりで、あの地域において980ドルの収入しかないという事ですが、果してこれをもつと効率的に或は又活用する事によつて増収を計れないかどうかですね。

市長～貸付した方がよいというような今までの意向で区画整理をして、今貸付けしている訳であります。本当はこれの管理には非常に手をやいている所であります。

4 番～この問題は市長が執務早々から問題になつているかも知れません。そこであの地域からの住民の陳情もなんとか我々に売却してくれというふうな陳情があつたかと思ひます。そこでざつと計算して向うの周囲地価を半額にセマを見積つて処分したにしても、約4～5万ドルそれを人件費も管理費なんか全然かけずに銀行にそのままおいてあつても3,000ドル余りも収入が入つてくるという計算になりますが、それについて工事出来なかつたから、そのままほつておくんだといった様なお考えであるのか。或はこれを積極的にもつと徴収を上げる考えがあるかどうかですね。処分するなら処分して、もつと事業の面に力を入れるといった様な考えもあるかどうか。

市長～この処分というのは、問題はすでに10ヶ年の契約で貸付てあるのがあるので、すぐ処分という事は困難だところ思うのであります。若し期限が切れ次第そのつど1件1件でも将来に処分しても良いという皆様の御意向があれば、これは可能だと思ひます。財産の処分の件でありますので、どうしてもそれは大体一般の方が、これは処分しても良いという空気であれば問合せて議決によつて、それを処分して良いところ思つております。

10 番～軍用地料の方が前年度よりも上つたといいますが、どういうふに關係しておりますか。

助 役～この方は表にも表れております通り、新年度においては5ヶ年更新ということになつておりますが、当然上るんじゃないかという見通しはついておりますですが、いくら上がるということについては、まだはつきりしませんので、当初予算としては充分従来通り計上してあります。

10 番～従来より上つて計上された訳ですか。

助 役～従来通りを計上した訳です。

10 番～前年度はいわゆる7,240ドルですか。今年度の場合は360ドルになつておりますが、これはどういう訳ですか。

助 役～今度は前年度よりもふえておるのは利子が増えているものとなつて
おります。

10番～旧普天間校地とは現在個人として貸す敷地はもう残つていませんか

助 役～当初計画でありますと、後1件残つております。当初計画によつたら後
ら後1件しかし現在おいてるのは、約8件か9件分位あります。

10番～契約した分は全部家が建つておる訳ですか。

助 役～はい全部家が建つておる訳ですか、おるんです。1件以外は全部で
す。

4 番～志真志にある市有財産890坪、約1,000坪の土地をもつてわずかに
10フル余にの収入しか取れないと、これを市民に払い下げてくれて
やつても固定資産税だけでも、大体この位は入るんじゃないかと、
いふふうに見積られますが、なおこれを処分してその資金を他の面
に活用するという事であれば、尚効率的な使用という事でありませ
んか。それについてはどうお考えになつておりますか。

市 長～おつしやる通りで、その2ヶ所とも収入の上らない土地であります
そでれ前にも皆さんも回つて御覧になりました様に、私もこれらを
今他の方に貸してあるが、毎年毎年土地はぐんぐん上る方だから、
あわてて売る必要はないという大方の方の見解で、今ずつと持つて
いる訳であります。

議 長～他にありませんか、なければ進行したいと思ひますが。

5 番～軍用地料支払いの場合は、この直接の支払い業務に役所の職員がや
つております。軍用地料の支払いの場合には手数料として何多とか
取るのでありますが、そこでこの手数料として、軍用地主が負担し
ている。支出金から役所だけの支払いの業務にたちさわつている。
関係上収入として手数料として当局の財源に当然いくらかの額が入
つて来るべきだとはお考になつておりませんか。

市 長～これは当然入つて来るべきだと思つております。今度はまだ来ませ
んが委託手数料としてもらつております。

5 番～手数料としてもらつておられるといひますが、その支払い主はどこ
でありますか。

市 長～土地事務所の方からです。

5 番～私が今お聞きしておりますのは、軍用地料の支払いの場合ですね。

助 役～今度は前年度よりもふえておるのは利子が増えているものとなつて
おります。

10 番～旧普天間校あとは現在個人として貸す敷地はもう残つていませんか

助 役～当初計画でありますと、後1件残つております。当初計画によつたら後
ら後1件しかし現在あいてるのは、約8件か9件分位あります。

10 番～契約した分は全部家が建つておる訳ですか。

助 役～はい全部家が建つておる訳ですか。おるんです。1件以外は全部で
す。

4 番～志真志にある市有財産890坪、約1,000坪の土地をもつてわずかに
10ドル余にの収入しか取れないと、これを市民に払い下げてくれて
やつても簡定資産税だけでも、大体この位は入るんじゃないかと、
いふふうに見積られますが、なおこれを処分してその資金を他の面
に活用するという事であれば、尚効率的な使用という事でありませ
んか、それについてはどうお考えになつておりますか。

市 長～おつしやる通りで、その2ヶ所とも収入の上らない土地であります
それぞれ前にも皆さんも回つて御覧になりました様に、私もこれらを
今他の方に貸してあるが、毎年毎年土地はぐんぐん上る方だから、
あわてて売る必要はないという大方の方の見解で、今ずつと持つて
いる訳であります。

議 長～他にありませんか、なければ進行したいと思ひますが。

5 番～軍用地料支払いの場合は、この直接の支払い業務に役所の職員がや
つております。軍用地料の支払いの場合には手数料として何%とか
取るのでありますが、そこでこの番費料として、軍用地主が負担し
ている。支出金から役所だけの支払いの業務にたちさわつている。
関係上収入として手数料として当局の財源に当然いくらかの額が入
つて来るべきだとはお考になつておりませんか。

市 長～これは当然入つて来るべきだと思つております。今度はまだ来ませ
んが委託手数料としてもらつております。

5 番～手数料としてもらつておられるといひますが、その支払い主はどこ
でありますか。

市 長～土地事務所の方からです。

5 番～私が今お聞きしておりますのは、軍用地料の支払いの場合ですね。

市長～政府が支払すべきのをですね、市町村に委託しております。

5 番～政府が支払すべきのを市町村に委託ですか。ですからもち論政府がですね、直接地主に支払すべきのを委託すると、これは軍用地の契約は軍が政府を通じてやらなくちやいかんとうたわれております。直接支払いの場合にもこういうような現状であります。つまり支払は政府がその軍用地料をアメリカ軍当局から受領して市町村に委託して地主に支払うというふうな順序でございます。その末端における直接地主への支払いを実際には市町村の役所の職員が当たっているんです。これはこのいわゆる事務を分担しておりますから、その観点からいわゆる地主が負担する手数料ですね。それは還元して、ここに手数料として入っておりますか。

市長～入っておりません。

5 番～入ってはならないんですね。そこで入るべきだというお考えはないですかを私は質問しているんです。

助 役～支払い業務については、先に市長さんがおつしやられた様に、政府の責任でやられるのですから、それを市町村に委託する分については政府の方が支払うべきであつて地主の方が支払うべきだとは考えておりません。

5 番～いや地主が支払うべきだと、その意味じゃありません。地主はすでに手数料として手許から差し引きされております。

助 役～あの方は手数料という名前で差引かれておりますが、軍用土地委員会の会費としてやられている訳です。

5 番～そうですか、手数料じゃなくて会費ですか。それでは軍用土地の係というのは事務機構の中においておりますから、そこで軍用地の事をお聞きしたい訳です。支払手数料という名目で地主から、その場でいわゆる差し引きされております。今の説明によりますと、これは土地委員会の会費である。こういう事は土地委員会の運営費という事になりますね。そうすると役所がその支払い業務にたちさわるための手数料は政府の責任ですね。

助 役～今度の予算では見積つておりません。その方は毎年契約によつて委託契約によつてなされておりますので、本年度はまだそういう事が続つはつきりしませんので見積つておりません。

5 番～軍用地を使用しているのは軍であります。そこで自から地主に支払うべきのを政府即ち地方自治体にそれをまかせております。その支払業務の必要は当然それは政府なり或は軍当局が負担すべきである

市長～政府が支払すべきのをですね、市町村に委託しております。

5 番～政府が支払すべきのを市町村に委託ですか。ですからもち論政府がですね、直接地主に支払すべきのを委託すると、これは軍用地の契約は軍が政府を通じてやらなくちやいかんとうたわれております。直接支払いの場合にもこういうふうな現状であります。つまり支払は政府がその軍用地料をアメリカ軍当局から受領して市町村に委託して地主に支払うというふうな順序でございます。その末端における直接地主への支払いを実際には市町村の役所の職員が当っているんです。これはこのいわゆる事務を分担しておりますから、その観点からいわゆる地主が負担する手数料ですね。それは還元して、ここに手数料として入っておりますか。

市長～入っておりません。

5 番～入ってはならないんですね。そこで入るべきだというお考えはないですかを私は質問しているんです。

助 役～支払い業務については、先に市長さんがおつしやられた様に、政府の責任でやられるのですから、それを市町村に委託する分については政府の方が支払うべきであつて地主の方が支払うべきだとは考えておりません。

5 番～いや地主が支払うべきだと、その意味じゃありません。地主はすでに手数料として手許から差し引きされております。

助 役～あの方は手数料という名前で差引かれておりますが、軍用土地委員会の会費としてやられている訳です。

5 番～そうですか、手数料じゃなくて会費ですか。それでは軍用地の係というのは事務機構の中においておりますから、そこで軍用地の事をお聞きしたい訳です。支払手数料という名目で地主から、その場でいわゆる差し引きされております。今の説明によりますと、これは土地委員会の会費である。こういう事は土地委員会の運営費という事になりますね。そうすると役所がその支払い業務にたちさわるための手数料は政府の責任ですね。

助 役～今度の予算では見積つておりません。その方は毎年契約によつて委託契約によつてなされておりますので、本年度はまだそういう事ははつきりしませんので見積つておりません。

5 番～軍用地を使用しているのは軍であります。そこで自から地主に支払うべきのを政府即ち地方自治体にそれをまかせております。その支払業務の必要は当然それは政府なり或は軍当局が負担すべきである

と思うんですが、その面の要求、折衝なんかやられた事はないですか。

助 役～この方は委託業務になつた場合においては算出の方法なんかについては高いとか安いとか、~~経~~経費がかかるんだという数字を出しまして、市町村会の方で政府の方にあたつております。

5 番～私が申し上げたいのは、あくまで財源獲得という見地から当然受入れべきものはどしどしその時に要請して、少しも漏れのない様に財源の確保に当る様にしてもらうために質問しておりますので、次の議会までには折衝して、今より積極的の説明を期待しております。

助 役～この方についてはちよと付けくわえておきますが、軍としては、結局は7月1日以前、前払いというふうな法則をうたつておりますの
ですが、今まで実際に支払われておるのは1番早い所で9月の末、10月の始め頃からしか支払いされておりません。それを1ヶ月分を全りゆにわたつて支払いされるのは結局はよく年の3～4月或は5月、6月までの~~分~~を引く様な時がある訳であります。そんなつた場合には結局前払方式を打出しておりますながら、後払いがあつて前払いじゃないとかつこうになりますので、市町村会といたしましては、このおそくなる理由については結局は政府だけでやるからというふうなかつこうになるからその市町村の支払いについては市町村にまかせて支払いさせてくれと、そういうふうな何で結局は市町村がやつた場合においては、1件当たりいくらの手数料があれば出来るからということと早くするという面について検討して政府の方に要求はした事もあります。又これは毎年の話しにもなつておりますですが、今の所政府としては今年度においてはまだ市町村の方に委託するんだという事は、はつきり打出してありません。

11番～と場の費用料が前年度にくらべて720ドル減になつておりますが、その理由を御説明願います。

助 役～この方はと殺頭数の減によつて見殺りされております。

11番～そうしますと大体何頭位の費用ですか。

助 役～前年度においては7,200頭見殺つておりましたのですが、今年度は6,000頭しか見殺つておりません。

11番～約1,212ドルの差があるんですけども、どこに原因はあるんですか。

助 役～この方はと場殺頭数の減ということになつております。

と思うんですが、その面の要求、折衝なんかやられた事はないですか。

助 役～この方は委託業務になつた場合においては算出の方法なんかについては高いとか安いとか、いく経費がかかるんだという数字を出しまして、市町村会の方で政府の方にあたつております。

5 番～私が申し上げたいのは、あくまで財源確保という見地から当然受入れべきものはどしどしその時に要請して、少しも漏れない様に財源の確保に当る様にしてもらうために質問しておりますので、次の議会までには折衝して、今より積極的の説明を期待しております。

助 役～この方についてはちよと付けくわえておきますが、軍としては、結局は7月1日以前・前払いというふうな法則をうたつておりますのですが、今まで実際に支払われておるのは1番早い所で9月の末・10月の始め頃からしか支払いされておりません。それを1ヶ年分を全りゆにわたつて支払いされるのは結局はよく年の3～4月或は5月、6月までのおを引く様な時がある訳であります。そうなつた場合には結局前払方式を打出しておりながら、後払いがあつて前払いじゃないとかつこうになりますので、市町村会といたしましては、このおそくなる理由については結局は政府だけでやるからというふうなかつこうになるからその市町村の支払いについては市町村にまかせて支払いさせてくれと。そういうふうな何で結局は市町村がやつた場合においては、1件当たりいくらの手数料があれば出来るからということでも早くなるという面について検討して政府の方に要求はした事もあります。又これは毎年の話しにもなつておりますのですが、今の所政府としては今年度においてはまだ市町村の方に委託するんだという事は、はつきり打出しておりません。

1 1 番～と場の使用料が前年度にくらべて720ドル減になつておりますが、その理由を御説明願います。

助 役～この方はと場頭数の減によつて見積りされております。

1 1 番～そうしますと大体何頭位の費用ですか。

助 役～前年度においては7,200頭見積つておりましたのですが、今年度は6,000頭しか見積つておりません。

1 1 番～約1,212ドルの差があるんですけども、どこに原因はあるんですか。

助 役～この方はと場頭数の減ということになつております。

4 番～と場の場合 15,000ドルから 6,000ドルの経費を投じて改築しまして
そして独立採算制がとれる様な事業に進めるという様なことであり
まして、しかし前よりこれだけの収入減になつているし、しかも市
内においてはさうとう他の地域の他市町村のと場を使用している
という様な事も聞いております。そこでこの才入がこれだけ減になつ
ておりますが、これ以上の収入は無理であるのかどうかです。努力
すれば或はこれ以上の収入が上げられないかどうか。それについ
て答弁を求めます。2項の手数料であります。その中の戸籍手数料
が64ドル減になつておりますが、本市においては年々人口は増加
してはおりますが、何故新年度においては64ドル減になつてい

助 役～この方は去年の5月から今年の4月までの1ヶ年にわたる分の実績
をおさえてやつております。

4 番～実績をおさえてという事はどういう所に前年度より今年度は減にな
るのかです。前年度より新年度においては人口も増えているんじ
やないかといった様な想定に立ちますと増えるのが当然だというふ
に考えますが、何か他原因があるかどうか。

助 役～この方は人口によつて、人口の自然増によつて窓口の利用が増える
という事は一般的な通念でございますが、しかし戸籍証明の何
につきましては、その使用の用途によつて又おのずから人口比例に
よらない所が出ますので、さういう面からしまして結局は前年度に
おいては1昨年の実績を押えて計上し今年度は又今年の実績をおさ
えて計上してある関係でさういふふうなかつころになつておしま
して、どういふ所に減の原因が出ておると、はつきりした事は申上
げられません。

財政課長～去年は1日18頭余りと殺してありましたが、現在15頭に減つ
ている訳であります。だからブタの自然増に待つより外にしようが
ないんじゃないかと思ひます。

4 番～市内のと殺業者が外のと場を使用しているという事も聞いておりま
すが、これを何とか勧誘して、せつかく金をかけて造つた本市のと
場であるので、努力いかんによつてもつと見積られるんじゃないか
と、さういふふうな他のと場を使つている業者を本市
に引く事によつてどの程度は可能か。

財政課長～その点について調査して見ました。業者の話によれば1人は直野
湾の出身で他のと場に行つているものがいるということでありまし
たが、だが城間あたりから来ているのが新しいと總になつた時に
越して来たのが4名。さういふふうなことで実績あの当時の1日毎
に殺取15頭とした場合に20頭位はあの状態が続いているならば

4 番～と場の場合 15,000ドルから 6,000ドルの経費を投じて改築しましてそして独立採算制がとれる様な事業に進めるという様なことでありまして。しかし前よりこれだけの収入減になっているし、しかも市内においてはさうとう他の地域の他市町村のと場を使用しているという様な事も聞いております。そこでこの才入がこれだけ減になっておりますが、これ以上の収入は無理であるのかどうかですね。努力すれば或はこれ以上の収入が上げられないかどうか。それについて答弁を求めます。2項の手数料であります。その中の戸籍手数料が64ドル減になっておりますが、本市においては年々人口は増加してしておりますが、何故新年度においては64ドル減になっているか

助 役～この方は去年の5月から今年の4月までの1ヶ年にわたる分の実績をおさえてやつております。

4 番～実績をおさえてという事はどういう所に前年度より今年度は減になるのかですね。前年度より新年度においては人口も増えているんじゃないかといった様な想定に立ちますと増えるのが当然だというふうに考えますが、何か他原因があるかどうか。

助 役～この方は人口によつて、人口の自然増によつて窓口の利用が増えるという事は一般的な通念でございまして、しかし戸籍証明の何につきましても、その使用の用途によつて又おのずから人口比例によらない所が出ますので、そういう面からしまして結局は前年度においては1昨年の実績を押えて計上し今年度は又今年の実績をおさえて計上してある関係でこういうふうなかつこうになつておましてどういう所に減の原因が出ておると、はつきりした事は申し上げられません。

財政課長～去年は1日18頭余りと殺してありましたが、現在15頭に減つている訳であります。だからブタの自然増に待つより外にしようがないんじゃないかと思ひます。

4 番～市内のと殺業者が外のと場を使用しているという事も聞いておりますが、これを何とか勧誘して。せつかく金をかけて造つた本市のと場であるので、努力いかんによつてもつと見積られるんじゃないかと、そういうふうな他のと場を使つている使用している業者を本市に引く事によつてどの程度は可能か。

財政課長～その点について調査して見ました。業者の話によれば1人は宜野湾の出身で他のと場に行つているものがあるということでありましたが。だが城間あたりから来ているのが新しいと場になつた時に越して来たのが4名。こういうふうなことで実際あの当時の1日毎に徴収15頭とした場合に20頭位はあの状態が続いているならば

可能だつたと思われませんが、要はフタの自然贈ですね。これに待つより仕様がないうじやないかと。商業者がコザに行っているのは自分がその施設などに不自由であるというような事ではなくて、どういつた何ぞそなたかには業者間のいろいろな問題もあつたかと思うんですが、是非宜野湾のと場を使う様にとりうに勧告はやつております。

5 番～督促手数料の240ドルについて質問いたします。前年度よりも100ドル減つておりますが、すでに御承知の通り番納者が次第にふえております。そこで市長は答弁の時にいつも滞納整理はやりまうといふうに今までいつておりました。この240ドルの内訳を見てもみまうと、6,000件分という事になつております。そうすると1枚4セント当てになります。1枚4セント当りといふのは、この4セントは郵送料でありますか。
どうも感違いいました。私の感違いでありますので取消しいたします。

議 長～5 款の政府補助金に移ります。

19 番～前年度に比較しまして、2,3957ドルという増額を見ておりますが、その説明書を見ますと大部分がいわゆる政府の工事補助金という事になつておりますけれども、ここに記載された金額はそれだけの向こうからの内示を得て計上されたものか、それとも予想ですか。

市 長～予想ではありません。中には工事の見積りによつて、どの仕事が必要だといふ電話の連絡を受けたものもあつます。

19 番～いく分予想とはいはいますものの結局ある程度の工事契約は出来て、だいじよぶだといふ確信はあられる訳ですね。

市 長～はい、見込はあつます。

4 番～失業対策事業の基金として6,000ドル計上されておりますが、市としてこの事業計画がなされているかどうか。そしてその事業計画に基ずいて補助申請したのがこの6,000ドルであるのか。それ1件と土木事業補助金において新年度において何ヶ所の補助金の申請をしたのかですね、そしてその内のこの2ヶ所が来ているのか、或はその2ヶ所だけしかやつてないのかどうかですね。

建設課長～失業対策事業はその地域における失業者の資格者、それに想定した所の事業量を政府の方が見込みまして、それに要する金額が政府補助として交付される訳でございます、それでその資格者が多ければそれにあつする事業量も補助金も多くなる訳でございます。それで

可能だつたと思われませんが、要はフタの自然贈ですね。これに待つより仕様がなじまないか。尚業者がコザに行っているのは自分がその施設などに不自由であるというような事ではなくて、どういつた何でそうなつたかは業者間のいろいろな問題もあつたかと思うんですが、是非宜野湾のと場を使う様にとりうに勧告はやつております。

- 5 番～督促手数料の240ドルについて質問いたします。前年度よりも100ドル減っておりますが、すでに御承知の通り滞納者が次第にふえております。そこで市長は答弁の時にいつも滞納整理はやりますというふうに今までいつておりました。この240ドルの内訳を見てみますと、6,000件分という事になつております。そうすると1枚4セント当てになります。1枚4セント当りというのは、この4セントは郵送料でありますか。どうも感違いいました。私の感違いでありますので取消いたします。

議 長～5款の政府補助金に移ります。

- 19番～前年度に比較しまして、2,3957ドルという増加を見ておりますが、その説明書を見ますと大部分がいわゆる政府の工事補助金という事になつておりますけれども、ここに記載された金額はそれだけの向こうからの内示を得て計上されたものか。それとも予想ですか。

市 長～予想ではありません。中には工事の見積りによつて、どの仕事が必要だけ要するんだと電話の連絡を受けたものもあります。

- 19番～いく分予想とはいいますがものの結局ある程度の工事契約は出来て、だいじよぶだという確信はあられる訳ですね。

市 長～はい、見込はあります。

- 4 番～失業対策事業の基金として6,000ドル計上されておりますが、市としてこの事業計画がなされているかどうか。そしてその事業計画に基づいて補助申請したのがこの6,000ドルであるのか。それ1件と土木事業補助金において新年度において何ヶ所の補助金の申請をしたのかですね。そしてその内のこの2ヶ所が来ているのか、或はその2ヶ所だけしかやつてないのかどうかですね。

総務課長～失業対策事業はその地域における失業者の適格者、それに想応した所の事業量を政府の方が見込みまして、それに要する金額が政府補助として交付される訳でございます。それでその適格者が多ければそれに応ずる事業量も補助金も多くなる訳でございます。それで

現在の所その資格する人が少ないという事で事業量も自ら減る訳で現在すでに組まれているのは6,000ドル、それに資格者を延べ人員が5,000人とういうふうになつておりますが、これは現年度において確かな数からおして、今年度もまいつておる訳でございますそれから道路工事の方でございますが、これは政府の方が大体失業対策に対する事業の査定を行いまして、それで向こうで組まれている訳ですが、その他についてはまだはつきりした事がわかつてない訳であります。

4 番～今の説明はどれですか、土木事業ですか、それとも失対事業ですか
建設課長～失業対策事業です。

4 番～市としての積極的なこの事業計画は充実してないという事になる訳ですね。

建設課長～その失業対策のこつ子でございますが、これは地域の中に住んでいる人で既に失業されている人に応ずる事業をさせるというのが、こつ子でございます。これは少ければ少い程それだけ地域の人達が実際に積極的に仕事に就いているという事になりますからその点は多いのも少ないのも考えもんだと思います。

4 番～多いのも少ないのも考え問題だと、とすると一応は市としては、別に事業計画を立てなくても良いという事になる訳ですね。
それじゃ失業者の該当人員を多くすればそれによつて政府が補助金を与えるといつた様なしくみですか。

建設課長～いやそうじゃない。

4 番～そうするとこの事業計画はやる事はあまりかんばしくない。

建設課長～これは失業者が多いという事になりますので、その点について失業者が少ない程かえつて良いんじゃないかとういうふうを考える訳であります。

4 番～次は土木事業の問題について説明願います。

建設課長～土木事業の方は68,600ドルという金額は、それは伊佐の排水工事ではありますが、それは現年度も組んでおりましたが、助成がおりたのがやっぞや、最近でござましてこれは継続をすることになつていますが、それでこの金額が4,100ドル、それから長田の農道工事でございますが、この方も前に市の方が申請した分を政府の方がその長田の農道が適切な事業であるとして今度財補助の対象になつて

現在の所その適格する人が少ないという事で事業量も自ら減る訳で現在までに組まれているのは6,000ドル、それに適格者を延べ人員が5,000人とかこういうふうになっておりますが、これは現年度において的確な数からおして、今年度もまいつておる訳でございますそれから道路工事の方でございますが、これは政府の方が大体失業対策に対する事業の査定を行いまして、それで向こうで組まれている訳ですが、その他についてはまだはつきりした事がわかってない訳であります。

4 番～今の説明はどれですか。土木事業ですか。それとも失対事業ですか
建設課長～失業対策事業です。

4 番～市としての積極的なこの事業計画は充実してないという事になる訳ですね。

建設課長～その失業対策のこつ子でございますが、これは地域の中に住んでいる人で既に失業されている人に応ずる事業をさせるというのが、こつ子でございます。これは少ければ少い程それだけ地域の人達が実際に積極的に仕事に就いているという事になりますからその点は多いのも少ないのも考えもんだと思います。

4 番～多いのも少ないのも考え問題だと、とすると一応は市としては、別に事業計画を立てなくても良いという事になる訳ですね。
それじゃ失業者の該当人員を多くすればそれによつて政府が補助金を与えるといった様なしくみですか。

建設課長～いやそうじゃない。

4 番～そうするとこの事業計画はやる事はあまりかんばしくない。

建設課長～これは失業者が多いという事になりますので、その点について失業者が少ない程かえつて良いんじゃないかとかこういうふうにも考える訳であります。

4 番～次は土木事業の問題について説明願います。

建設課長～土木事業の方は68,600ドルという金額は、それは伊佐の排水工事ではありますが、それは現年度も組んでありましたが、助成がおりたのがやませずか。最近でございますがこれは経続をすることになっていまして、それでこの金額が4,100ドル、それから長田の農道工事でございますが、この方も前に市の方が申請した分を政府の方がその長田の農道が適切な事業であるとして今度財補助の対象になつて

おります。

- 4 番～私がお聞きしているのは、これ以外ですね。工事箇所が補助の対象としての工事箇所があるかどうかですね。あるとすれば本年度或は新年度において何箇所申請してあるかどうか。

建設課長～申請をするのは数件上りますが、これは

- 4 番～大体何件位申請してありますか。

市長～これは他に排水の工事の続行している役所前までの排水ですね。

- 4 番～あるとすれば何件あるのか、そして本年度は何件申請してあるか。これは交付する或は又向こうが決裁するしないは別としてですね。何件政府の補助金によって積極的に事業を進めようといった意欲があるかどうかですね。

市長～はい、ちよつと待つて下さい。

建設課長～資料を出してですね、6件位

- 4 番～新年度に

建設課長～前年度に出したんです。

- 4 番～前年度ですか。前年度において1964年度にこれだけの事業をすると、それでそれにこれだけの補助金があるんだから、それを交付してくれといった様な申請ですか。それが何ヶ所ですか。

建設課長～詳しくは覚えておりませんが、6件位です。

- 4 番～そでじや後でよいです。
5項の5目の産業補助金であります。今度の干害対策としての補助や奨励金は政府からの補助金はこれにはないかどうかですね。或は又補助申請はしてあるかどうかですね、それについてお伺いします。

経済課長～干害に対する補助金は政府からはありません。

議長～本案は質疑の段階において継続審議といたします。

議長～本日の会議はこれをもって終ることいたします。尚明日は午前10時より再開いたします。散会(午後5時10分)

おります。

- 4 番～私がお聞きしているのは、これ以外ですね。工事箇所が補助の対象としての工事箇所があるかどうかですね。あるとすれば本年度或は新年度において何箇所申請してあるかどうか。

建設課長～申請をするのは数件上りますが、これは

- 4 番～大体何件位申請してありますか。

市長～これは他に排水の工事の続行している役所前までの排水ですね。

- 4 番～あるとすれば何件あるのか、そして本年度は何件申請してあるか。これは交付する或は又向こうが決裁するしないは別としてですね。何件政府の補助金によつて積極的に事業を進めようといった意欲があるかどうかですね。

市長～はい、ちよつと待つて下さい。

建設課長～資料を出してですね、6件位

- 4 番～新年度に

建設課長～前年度に出したんです。

- 4 番～前年度ですか。前年度において1964年度にこれだけの事業をすると、それでそれにこれだけの補助金があるんだから、それを交付してくれといった様な申請ですか。それが何ヶ所ですか。

建設課長～詳しくは覚えておりませんが、6件位です。

- 4 番～そでじや後でよいです。

5項の5目の産業補助金であります。今度の干害対策としての補助申請検査金は政府からの補助金はこれにはないかどうかですね。或は又補助申請はしてあるかどうかですね、それについてお伺いします。

経済課長～干害に対する補助金は政府からはありません。

議長～本案は質疑の段階において継続審議といたします。

議長～本日の会議はこれをもつて終ることいたします。尚明日は午前10時より再開いたします。散会(午後5時10分)